

令和4年玉村町議会第3回定例会会議録第1号

令和4年9月1日（木曜日）

議事日程 第1号

令和4年9月1日（木曜日）午前9時開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 閉会中における所管事務調査報告
- 日程第 5 陳情の付託
- 日程第 6 報告第 3号 令和3年度玉村町土地開発公社決算報告について
- 日程第 7 報告第 4号 令和3年度公益財団法人玉村町文化振興財団決算報告について
- 日程第 8 報告第 5号 令和3年度公益財団法人玉村町農業公社決算報告について
- 日程第 9 認定第 1号 令和3年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 2号 令和3年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 3号 令和3年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第 4号 令和3年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第 5号 令和3年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第 6号 令和3年度玉村町水道事業会計決算認定について
- 日程第15 認定第 7号 令和3年度玉村町下水道事業会計決算認定について
- 日程第16 報告第 6号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 日程第17 報告第 7号 令和3年度決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第18 議案第37号 令和3年度玉村町水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第19 議案第38号 令和3年度玉村町下水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第20 議案第39号 玉村町職員の定年等に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第40号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正について
- 日程第22 議案第41号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第42号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第43号 玉村町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第44号 玉村町税条例等の一部改正について

- 日程第 2 6 議案第 4 5 号 令和 4 年度玉村町一般会計補正予算（第 6 号）
日程第 2 7 議案第 4 6 号 令和 4 年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 8 議案第 4 7 号 令和 4 年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 9 議案第 4 8 号 令和 4 年度玉村町水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 3 0 議案第 4 9 号 工事請負契約の締結について
日程第 3 1 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13人）

1番	羽鳥光博君	2番	堀越真由子君
3番	松本幸喜君	4番	新井賢次君
5番	小林一幸君	6番	月田均君
7番	備前島久仁子君	8番	三友美恵子君
9番	高橋茂樹君	10番	浅見武志君
11番	宇津木治宣君	12番	笠原則孝君
13番	石内國雄君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石川眞男君	副町長	萩原保宏君
教育長	角田博之君	総務課長	齋藤善彦君
企画課長	大堀泰弘君	税務課長	丸山智志君
健康福祉課長	岩谷孝司君	子ども育成課長	中野利宏君
住民課長	重田勢津子君	環境安全課長	高柳功君
経済産業課長	齋藤恭君	都市建設課長	高橋茂君
上下水道課長	金子忠雄君	会計管理者兼会計課長	舛田昌子君
学校教育課長	根岸真早子君	生涯学習課長	宇津木雅彦君

事務局職員出席者

議会事務局長	田村進	局長補佐	関根伸行
--------	-----	------	------

○議長挨拶

◇議長（石内國雄君） 着席願います。おはようございます。

令和4年玉村町議会第3回定例会が開会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、令和4年玉村町議会第3回定例会が招集されましたところ、公私ともにご多用の中、ご参集いただきまして、厚く御礼申し上げます。

さて、今定例会は、決算議会とも言うべき令和3年度の一般会計や特別会計の歳入歳出決算認定に係る議案等を審議する重要な議会であります。令和3年度予算が目的どおり適正かつ効率的に執行されたか慎重な審議がなされることを願うところであります。また、条例の一部改正、令和4年度補正予算などの重要な議案も後ほど町長から提案されます。議員各位には、住民の負託を受けた議会議員として、あらゆる角度から慎重なる審議を行い、適正にして妥当な審議結果が得られますようお願いのものであります。

さらに、今定例会には10名の議員から一般質問の通告がなされておりますが、活発な議論が行われるものと期待するところであります。議員並びに町長をはじめ、執行各位には体調には十分留意され、今定例会に臨んでいただくようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。



○開会・開議

午前9時開会・開議

◇議長（石内國雄君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年玉村町議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第1 諸般の報告

◇議長（石内國雄君） 日程第1、諸般の報告を申し上げます。

初めに、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による随時監査の結果、同法第235条の2第3項の規定による例月出納検査の結果が報告されております。6月から8月までの監査・検査の報告は、お手元に配付したとおりであります。

また、議員派遣終了報告書が議長に提出されております。研修内容は、お手元に配付したとおりであります。



○日程第2 会議録署名議員の指名

◇議長（石内國雄君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、玉村町議会会議規則第127条の規定により、7番備前島久仁子議員、8番三

友美恵子議員の兩名を指名いたします。



○日程第3 会期の決定

◇議長（石内國雄君） 日程第3、会期の決定について。

本定例会の会期については、去る8月25日に議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

高橋茂樹議会運営委員長。

〔議会運営委員長 高橋茂樹君登壇〕

◇議会運営委員長（高橋茂樹君） おはようございます。議会運営委員会から報告いたします。

令和4年玉村町議会第3回定例会が開催されるに当たり、去る8月25日午前9時より役場4階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、ご報告申し上げます。詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

会期は、本日から9月15日までの15日間といたします。

今定例会に町長から提案される議案は、令和3年度決算に関する報告5件及び認定7件並びに条例の一部改正や令和4年度補正予算に関する議案等13件の計25議案を予定しています。

概要につきましては、日程1日目の本日は、まず各委員長より閉会中における所管事務調査報告を行います。

次に、陳情の付託を行います。

続いて、町長より報告第3号から報告第5号までの3件について、一括報告があります。

次に、認定第1号から認定第7号までの7議案について、一括提案説明があり、監査委員の審査意見報告の後、総括質疑を行い、決算特別委員会を設置し、審査の付託を行います。

次に、報告第6号及び報告第7号の2件について、一括報告及び監査委員の審査意見報告があります。

次に、議案第37号及び議案第38号について、一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

次に、議案第39号から議案第44号までの6議案について、それぞれ提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、議案第45号から議案第48号までの4議案について、一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

次に、議案第49号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

その後、一般質問を行います。質問者は2名です。

日程2日目は、本会議を午前9時に開議、一般質問を行います。質問者は5名です。

日程3日目と4日目は、土曜日、日曜日のため休会とします。

日程 5 日目は、本会議を午前 9 時に開議、一般質問を行います。質問者は 3 名です。

本会議終了後、決算特別委員会を開催し、正副委員長の選出を行います。

日程 6 日目は、総務経済常任委員会を開催します。

日程 7 日目は、民生文教常任委員会を開催します。

日程 8 日目と 9 日目は、事務整理のため休会とします。

日程 10 日目と 11 日目は、土曜日、日曜日のため休会とします。

日程 12 日目及び日程 13 日目は、決算特別委員会を開催します。

日程 14 日目は、事務整理のため休会とします。

日程 15 日目は最終日となります。午前 11 時より議会運営委員会を開催し、午後 1 時 30 分より全員協議会を開催します。

その後、本議会を午後 2 時 30 分に開議し、委員会に付託された陳情について委員長の審査報告があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、決算特別委員会に付託された認定第 1 号から認定第 7 号までの 7 議案の審査結果について委員長の報告があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

続いて、各委員長から開会中の所管事務調査報告及び閉会中の所管事務調査の申出を行います。

最後に、議員派遣の申出を行い、閉会を予定しております。

以上申し上げましたとおり、効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げます。報告といたします。

◇議長（石内國雄君） 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

令和 4 年玉村町議会第 3 回定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から 9 月 15 日までの 15 日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から 9 月 15 日までの 15 日間とすることに決定いたしました。



○日程第 4 閉会中における所管事務調査報告

◇議長（石内國雄君） 日程第 4、閉会中における所管事務調査報告を行います。

初めに、総務経済常任委員会の調査研究について委員長の報告を求めます。

浅見武志総務経済常任委員長。

〔総務経済常任委員長 浅見武志君登壇〕

◇総務経済常任委員長（浅見武志君） おはようございます。総務経済常任委員会所管事務調査報告をいたします。

本委員会の所管事務調査の結果を下記のとおり、会議規則第77条の規定により報告いたします。

日時、令和4年7月4日月曜日、午前9時から午前11時25分。

場所、全員協議会室・玉村町水道庁舎。

本委員会は、7月4日、委員全員参加の下、所管する上下水道課の当面の課題について調査しましたので、報告いたします。

調査項目、水道事業の現状と今後について。

上下水道課からの説明。1、水道の変遷、玉村町の水道事業は、昭和49年度に計画給水人口1万5,000人、計画1日最大給水量6,000立方メートルで創設認可を受けた。

平成5年度に第3次拡張事業として、給水人口、給水量の増加が見込まれ、計画給水人口4万2,000人、計画1日最大給水量を2万8,400立方メートルの認可を受け現在に至っている。

2、水道事業の現状、中央浄水場は、6か所の深井戸を水源とし、それぞれを浄水場内へ導水して、反応池で次亜塩素酸を注入し、除鉄・除マンガンろ過池を経て、配水池に貯留して配水ポンプ等により配水をしている。

3、水道施設の現状、本浄水場は、昭和51年に運用を開始、46年を経過しており、施設が老朽化してきている。また、玉村町の群馬県地域防災計画による想定地震動は、震度6強であり、震度6強に耐え得る施設が必要となる。

平成29年度から令和元年度にかけて施設の耐震詳細診断を実施したところ、下表のとおり第2、第3貯水池、2系ろ過池、管理棟の耐震性能が不足していると診断された。1系のろ過池及び高架水槽については、建築年度や建築確認により耐震基準を満たしていないため、耐震診断を実施していない。

4、水道事業の課題及び今後の計画、本町の浄水場は、運用開始から40年以上が経過し、更新の検討が必要な状況にあったことから平成27年度から検討を始め、老朽化への対応をはじめ、耐震性の問題や、浸水被害の想定など危機管理能力の確保、県水受水や水道広域化の検討などを行い、平常時はもとより、緊急時においても安全、安心な水道水を安定供給するため、浄水場更新に係る方針を令和元年度に決定した。これに伴い、基本構想・基本設計業務委託事業者の選定を令和2年10月に行った。選定に当たっては、プロポーザル方式を採用し、事業の根幹となる浄水方式や事業の実施方法の検討をはじめ、更新後の水道事業がより効率的・効果的に実施されるよう最も優れた成果が期待される提案をしたとされる株式会社NJSと契約をした。詳細については、後で御覧になってください。

それで、最後の考察に行きます。考察、中ほどから、行政区域内人口と給水人口は、減少傾向を示している。また、1日平均給水量及び1日最大給水量は、平成23年度をピークに減少しているが、横ばい傾向にあるのが現状である。

しかしながら、人口減少と節水型の機器等の使用により、給水量の減少が予想され、料金収入の減

少も予想されるとともに、施設の老朽化により計画的な更新計画が必要とのことである。その施設の更新に当たっては、老朽管の更新もさることながら、浄水場の更新が喫緊の課題であり、本浄水場は、昭和51年に運用を開始してから46年が経過しており、老朽化が著しい状況とのことで、現在、年次計画を立て更新を進めているとのことである。

浄水場の更新費と今後の運営・維持管理を含めた総事業費で100億円を超えるような莫大な費用がかかるとの説明があった。委員からは、今回の説明を聞き、水道料金の値上げが必要なのは理解できるが、町民に対して「値上げ」という結果だけが伝わる懸念があるため、行政として説明責任を十分に果たし、関係各課が連携し、より丁寧な説明をしていくよう要望したいとの意見があった。そのほか、玉村町の水は塩素が強く臭いもきついというような委員の指摘もあったが、現在プラントによる実証実験を行っており、無薬注方式を検討しているため、それが実現できれば改善も期待できるということであった。

もとより水道事業は、町民生活を支える重要なライフラインの一つであるから、事業の継続性は必要不可欠であり、民間に独占されるべきものではないと考えられるため、今後の更新事業の実施に当たっては、当委員会として、計画的かつ慎重に進めていただくことを強く要望する。

いずれにしても、水道事業を取り巻く環境は、近年の人口減少に伴い、水道料金の減収が見込まれる一方で、各種施設の老朽化に対応するための更新費用の増大が見込まれるなど喫緊の課題に直面しており、経営環境は厳しさを増している。

そのため、将来にわたって安定的に水道事業を継続していけるよう、今後の施設の更新や水道料金改定の検討に当たっては、前述したとおり、計画的かつ慎重に進めるとともに、策定された「経営戦略」に基づいた取組を着実にを行いながら、引き続き、健全な経営に努めることを期待する。

以上、所管事務調査報告といたします。

◇議長（石内國雄君） 以上で、総務経済常任委員長の報告を終了いたします。

次に、民生文教常任委員会の調査研究について委員長の報告を求めます。

新井賢次民生文教常任委員長。

〔民生文教常任委員長 新井賢次君登壇〕

◇民生文教常任委員長（新井賢次君） 改めて、おはようございます。それでは、民生文教常任委員会所管事務調査報告を行います。

本委員会の所管事務調査の結果を下記のとおり、会議規則第77条の規定により報告いたします。

日時、令和4年7月5日火曜日、午前9時15分から午前11時35分。

場所、全員協議会室・玉村町立南中学校。

本委員会は、7月5日、委員参加の下、所管する学校教育課の当面の課題について調査しましたので、報告いたします。

調査項目、中学校におけるICT教育の現状と今後について。

調査経過、学校教育課からの説明。今回、「中学校におけるICT教育の現状と今後」について調査し、南中学校においても実際にICTを活用した授業の様子を視察した。

1人1台のタブレット端末が整備されて約1年半になる。学校の中、教室の中ではインターネットに接続する環境が整備されており、タブレット端末を持っていれば、校内のどこからでも接続可能な状態となっている。タブレット端末の日常的な利用が増えており、特に中学校では調べ学習をはじめ、意見交流や発表など、様々な場面で積極的にICTの活用を行っている。

令和3年6月からは、学習支援ソフト「キュビナ」の導入等により、ICT教育のメリットが生かされ、ICT機器の活用が確実に進んでいる。

以下、説明内容をお読みいただければと思います。

次ページ、6番、タブレット端末活用の実際、学校教育課からの説明とともに、実際、子供たちが活用しているタブレット端末を用いて、学習で利用しているGoogleアプリの操作を体験した。

内容としては、ICTを活用することのメリットの体験として、Googleアプリの機能であるクラスルーム、スプレッドシート、ジャムボード、フォーム、ミートなどのアプリを紹介していただき、それらの機能の一部を私たちも体験した。

続いて、南中学校のICTを活用した授業の視察ということで、学校教育課からの説明後、南中学校に直接出向き、ICTを活用した授業の様子を視察・参観した。

そして、南中学校のICT教育の取組について説明を受け、質疑、懇談を行った。

南中学校では、増田校長、藤倉教頭に授業の様子を案内、説明いただき、角田教育長にも同席していただいた。

次ページの写真は、上の4枚が南中学校におけるICTを活用した授業参観の様子です。下の3枚が中学校におけるICT教育の取組について説明・質疑、会議をした様子の写真です。

最後、考察に参ります。今回、中学校におけるICT教育の現状と今後について、学校教育課から説明を受けた。

文部科学省のGIGAスクール構想により、町内の小中学校にインターネットが整備され、生徒1人に1台のタブレット端末が整備されてから1年半余が経過した。

ICT教育のメリットとしては、1、資料の提示が柔軟にできる、2、学び合いがスムーズにできる、3、個別学習の最適化、4、離れていても大丈夫等の効果が期待されていた。今回、我々委員が実際にタブレット端末の操作を体験することを通じて、改めて、アプリの有効活用によるICT技術のメリットを実感した。

さらに、ICTを活用した授業の視察・参観を通じて、従来とは全く違う授業風景の中で、学習指導要領の「主体的・対話的で深い学び」が進んでいるように思った。

そして何より、子供たちの生き生きとした表情が魅力的であり、これからの大きな可能性に期待感を抱いた。また、授業でタブレット端末に自分の考えを表して友達と伝え合ったり、ほかの学校とオ

ンラインでつないで交流を図ったり、さらには、学校と家庭をつないで授業や健康観察を行う等の取組も行われており、タブレット端末を学習道具の一つとして、一人一人が自分に合った方法で使いこなしていることを感じた。

しかし、このように便利になった反面、セキュリティーの確保、定期的な情報モラル教育も、今後、ますます重要となってくるため、ICT教育の取組の一環として、継続して最大限の注力を望むところである。

学校教育課の説明では、現在の取組として、「ICTを授業のどの場面で使うことが有効か（または有効でないか）を判断し、効果的に使えるように研修を進める」、また「子供たちの成長に合わせて、子供自身が日常的に目的・場面に応じて、ICTの活用方法を選んで使えるように支援していく」との説明であった。まさにそのとおりではないかと、我々委員も考えるところである。

引き続き、着実かつ効果的なICT教育の取組を進めていくことを要望する。

最後に、ICT活用の度合いは、現場の教師に一任されているということだが、教師の間では温度差があり、実際に授業で活用している時間にも差があるとのことである。

公開授業の実施、あるいは校内に検討する場を設けるなど、指導力の底上げを図っていくことが、今後ますます必要になってくるのではないかと考える。

そして、教師と生徒の意思疎通を大切にするとともに、より一層効率的かつ効果的な授業改革のためには、町としても大型モニターや大型電子黒板等のさらなるICT機器の増設を検討する必要があるのではないかと、委員会としても感じたところである。

南中学校では、同校における学校教育目標の中で、学校教育課題の一つとして、「一斉学習（子ども主役の授業）」＝「学びの自立化への挑戦」に向けて、生徒を生かしたICTの効果的活用と掲げ、さらには、研究主題を「主体的に気づき、考え、学びを深め合う自立した生徒の育成」～ICTを効果的に活用する授業づくりを通して～とするなど、ICTの効果的な活用を図っていることがうかがえた。

これらの取組を評価し、今後も着実な進展を期待するところであります。

以上、所管事務調査報告といたします。

◇議長（石内國雄君） 以上で、民生文教常任委員長の報告を終了いたします。

これもちまして、閉会中における委員会の所管事務調査報告を終了いたします。



○日程第5 陳情の付託

◇議長（石内國雄君） 日程第5、陳情の付託について議題といたします。

ただいま議題となっております陳情については、お手元に配付してあります文書表のとおり関係常任委員会に付託し、今定例会開会中の審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

令和4年9月1日

玉村町議会第3回定例会

陳 情 等 文 書 表

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	陳情者又は代表者 住 所・氏 名	付 託 委員会等
3	4. 8. 22	地方財政の充実・強化に関する意見書採択についての陳情	伊勢崎市中央町30-4 日本労働組合総連合会 群馬県連合会 伊勢崎地域協議会 議長 宮下 和夫	総務経済 常任委員会

◇

○日程第6 報告第3号 令和3年度玉村町土地開発公社決算報告について

○日程第7 報告第4号 令和3年度公益財団法人玉村町文化振興財団決算報告について

○日程第8 報告第5号 令和3年度公益財団法人玉村町農業公社決算報告について

◇議長（石内國雄君） 日程第6、報告第3号 令和3年度玉村町土地開発公社決算報告についてから日程第8、報告第5号 令和3年度公益財団法人玉村町農業公社決算報告についての決算報告が提出されました。

これより公社及び財団に関する3件の決算報告を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） おはようございます。令和4年玉村町議会第3回定例会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

7月16日に田園夢花火が3年ぶりに復活しました。空に上がった約3,000発の花火が水田に映り、とても華やかな景色を見せてくれました。天候が心配されましたが、皆様のご協力により、無事終了することができましたことを厚く御礼申し上げます。しかし、ふるさとまつりをはじめとする夏の恒例行事につきましては、まだ新型コロナウイルス感染症が収束せず、やむなく中止が相次ぎ、非常に残念でした。来年こそは新型コロナウイルス感染症が収束し、花火も祭りも開催できるようになって、町全体が活気と熱気で盛り上がることを願っております。

さて、本日、令和4年玉村町議会第3回定例会を招集いたしましたところ、ご参会をいただき、本定例会が成立いたしましたことを厚く御礼申し上げます。本定例会は、本日から9月15日までの

15日間、25案件につきまして提案させていただき、ご審議をお願い申し上げます。誠心誠意論議を尽くしてまいりたいと存じますので、貴重なご意見、ご提言を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

各案件の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、慎重にご審議いただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。また、令和3年度決算認定につきましては、それぞれ会計別に適切に執行いたしましたので、ご認定賜りますようお願い申し上げます、報告に入らせていただきます。

初めに、報告第3号 令和3年度玉村町土地開発公社決算報告についてご説明申し上げます。玉村町土地開発公社理事長より令和4年5月31日付で、令和3年度玉村町土地開発公社決算書が提出されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告いたします。

土地開発公社の業務につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく公有地取得事業及び土地造成事業に伴うものでございます。令和3年度の主な業務は、分譲済みの東部工業団地西地区において企業立地のための支援を行いました。

令和3年度決算は、収益的収支におきましては、受取利息等による収入2万2,432円、一般管理費による支出2万3,050円となり、差引き618円の損失を計上いたしました。これにより、繰越準備金は9,264万7,182円となっております。

また、資本的収支はありませんでした。

事業の実績につきましては、別紙事業報告書及び付属明細表のとおりでございます。

次に、報告第4号 令和3年度公益財団法人玉村町文化振興財団決算報告についてご説明申し上げます。公益財団法人玉村町文化振興財団理事長より令和4年4月28日付で報告書が提出されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告いたします。

まず、決算の概要につきましては、収入合計額が5,575万35円であり、町への補助金返還分を含む支出合計額も同額となります。

また、補助金について、令和3年度補助事業等実績の報告時に精算を行った結果、補助金確定額を4,704万3,592円とし、既に交付した5,100万円から財団の繰越金相当額である395万6,408円の返還を受けました。

令和3年度も町の芸術及び文化の振興と発展に寄与することを目的に各種事業が行われました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、4事業が中止となりましたが、自主鑑賞事業7事業、共催鑑賞事業1事業、住民参加事業3事業、地域協働事業2事業の合計13事業を実施することができました。

なお、事業の実績につきましては、別紙事業報告書及び収支決算書のとおりです。

次に、報告第5号 令和3年度公益財団法人玉村町農業公社決算報告についてご説明申し上げます。公益財団法人玉村町農業公社理事長より報告書が提出されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告いたします。

まず、決算の概要につきましては、収入金額が5,912万1,555円、支出金額が5,981万149円であり、収支差額は68万8,594円の単年度赤字でございます。これは、農業機械銀行事業における機械の減価償却費が主なものであります。

公社事業につきましては、群馬県農業公社から農地中間管理事業の窓口業務を受託して、引き続き担い手への農地集積を進めることができました。また、農業機械銀行事業では、作業受託、農業機械の貸出しにより、引き続き農業者のコスト削減の一翼を担うことができました。そして、WCS事業におきましては、作付面積が昨年より若干減ったものの、県内各地の畜産農家に販売し、農家所得の向上に寄与することができました。

その他事業の詳細につきましては、別紙事業報告書のとおりでございます。

◇議長（石内國雄君） 以上で日程第6、報告第3号から日程第8、報告第5号までの公社及び財団に関する3件の決算報告を終了いたします。



○日程第 9 認定第1号 令和3年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について

○日程第10 認定第2号 令和3年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第11 認定第3号 令和3年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第12 認定第4号 令和3年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第13 認定第5号 令和3年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第14 認定第6号 令和3年度玉村町水道事業会計決算認定について

○日程第15 認定第7号 令和3年度玉村町下水道事業会計決算認定について

◇議長（石内國雄君） 日程第9、認定第1号 令和3年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第15、認定第7号 令和3年度玉村町下水道事業会計決算認定についてまでの7議案を一括議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、認定第1号から日程第15、認定第7号までの7議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 認定第1号 令和3年度玉村町一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定によりご説明申し上げます。

まず、決算の概要でございますが、歳入総額141億1,357万1,753円に対し、歳出総額は132億1,384万9,431円となり、歳入から歳出を引いた形式収支は8億9,972万2,322円の黒字となりました。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源が2,307万3,500円ありましたので、実質収支は8億7,664万8,822円の黒字となり、さらにここから4億4,000万円を財政調整基金へ積み立てましたので、残りの4億3,664万8,822円につきましては翌年度へ繰り越すこととさせていただきます。

令和3年度決算の大きな特徴といたしましては、その根幹をなす町税収入につきまして、特定企業の業績回復等により法人町民税は増収となりましたが、税制改正や新型コロナウイルスに関する減免等により、個人町民税と固定資産税が減少し、町税全体では0.6%の減少となりました。しかしながら、コロナ禍による様々な経済対策や世界経済の回復等により、法人事業税交付金が142%増、地方特例交付金が90.9%増になるなど、国からの各種交付金の増額に加え、地方交付税も18.4%増となり、当初の見込みを大幅に上回りました。

分担金及び負担金は、保育料無償化を第2子まで拡充したことによる保育料の減少等により、15.9%減となり、使用料及び手数料は社会体育館の改修による使用料の減少等により、4.0%減となりました。

国、県支出金は、特別定額給付金の終了等により、55.8%減となり、財産収入では文化センター周辺地区土地区画整理事業における土地売払い金の減少等により、52.8%減となっております。

寄附金は、ふるさと納税による寄附者の増加により、22.2%増となり、繰入金は財政調整基金からの繰入れを行わなかったため、98.8%減となりました。

諸収入では、玉村町地域レジリエンス自立分散型エネルギー設備等導入事業に伴う補助金の増加等により、98.7%増となり、同事業と社会体育館長寿命化改修事業に伴う起債の増加により、町債は132.2%増となりました。

次に、歳出では、目的別に見ると、総務費及び商工労働費の減少と民生費、衛生費及び教育費の増加が顕著となっております。性質別では、経常的経費である人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等及び公債費の占める構成比が77.3%となり、経常的経費の伸び率は21.5%減となりました。

歳出総額では、地域レジリエンス自立分散型エネルギー設備等導入事業や社会体育館長寿命化改修事業といった大規模事業をはじめ、コロナ禍に伴う子育て世帯や住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金や、新型コロナウイルスワクチン接種事業等の増加要因があったものの、特別定額給付金給付事業やプレミアム付商品券発行事業、緊急経済対策住宅等リフォーム支援事業の終了等により、前年度に比べて11.9%の減となりました。

なお、地方債現在高につきましては、前年度末から5億7,332万7,000円増加し、令和3年度末では99億8,920万1,000円となりました。

一方、財政調整基金現在高につきましては、令和2年度の決算剰余金4億2,000万円と令和3年度中に発生した利子4万9,000円を積み立てた結果、前年度末から4億2,004万9,000円増加し、令和3年度末では21億301万5,000円となりました。

また、財政力指数につきましては、前年度に比べて0.02ポイント低下し、0.75となりましたが、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は86.7%となって、前年度に比べ4.2ポイント改善するとともに、公債費負担比率につきましても0.1ポイント改善し、9.7%になるなど、改善傾向が継続しております。

以上、本町では、今後においても財政健全化の取組を堅持しながら、新型コロナウイルス感染症との共存と社会経済活動の正常化を見据えた新しい未来に向けたまちづくりを推し進めるとともに、町民の安全安心を最優先とし、行政サービスの低下を招くことのない健全で持続可能な財政運営に努めていきたいと考えております。

次に、認定第2号 令和3年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。決算の概要につきましては、歳入決算額36億5,322万805円に対し、歳出決算額は34億6,843万5,842円となりました。これにより、実質収支額が1億8,478万4,963円となり、翌年度へ繰越しいたしました。

なお、令和2年度の繰越金が1億4,179万4,125円であったため、実質収支額から前年度繰越金を差し引いた収支額は4,299万838円の黒字となりました。

歳入の主なものですが、国民健康保険税は7億8,040万5,768円で、加入者が減少したことなどにより、前年よりも1,971万円程度の減収となりました。

現年分の収納率は96.37%で、前年より0.23%下降し、全体収納率は91.01%で、前年よりも0.14%下降しました。

国支出金につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、所得が減少した世帯に対し、税の減免を実施したことによる減収分に対する補助金として117万9,000円、県支出金は医療費に係る補助金として、普通交付金が24億1,820万5,626円でありました。また、特定健診やジェネリック医薬品の普及推進、エイズ予防など町の取組に対する補助金として特別交付金が5,381万7,000円で行いました。

一般会計からは、保険基盤安定、事務費、出産育児一時金など2億3,734万6,480円を繰り入れました

次に、歳出ですが、保険給付費の支払いが一般被保険者分24億3,396万7,076円で行います。

広域化に伴い、県へ納付する国民健康保険事業費納付金につきましては、医療給付金分、後期高齢

者支援金等分、介護納付金分を合わせて9億6,491万9,336円でございます。

保健事業では、被保険者の健康の保持増進のため、生活習慣病などの予防を主眼に、特定健診や人間ドックなどを実施し、3,562万2,666円の支出を行いました。新型コロナウイルス感染症の感染状況の変化等もあり、人間ドックや特定健診の受診率は昨年度より増加しています。特定健診に関しましては、慢性疾患の早期発見や重症化予防などの観点から、非常に重要なものと認識しておりますので、制度の周知徹底や未受診者への受診勧奨を図り、被保険者の健康維持、意識の向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

今後も、歳入の確保と医療費の適正化をより一層推し進め、安定的な国保の健全運営を図りたいと考えております。

次に、認定第3号 令和3年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。決算の概要につきましては、歳入決算額3億4,471万8,913円に対し、歳出決算額は3億4,360万8,629円となりました。

まず、歳入の主なものとして、後期高齢者医療保険料は2億5,930万9,773円で、収納率は99.8%であります。一般会計からは、特別会計事務費及び保険基盤安定拠出金として7,026万1,090円を繰り入れました。

次に、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金として保険料納付金2億5,997万円と保険基盤安定拠出金6,531万3,090円であります。

実質収支額については、111万284円で、翌年度へ繰り越しました。

今後も、後期高齢者医療制度についてご理解いただけるよう、きめ細やかな対応を行い、円滑な制度運営を図ってまいります。

次に、認定第4号 令和3年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。決算の概要につきましては、歳入決算額28億4,022万6,290円に対し、歳出決算額は25億6,250万484円となりました。実質収支額は2億7,772万5,806円となり、同額を翌年度へ繰り越しました。

歳入の主なものですが、第1号被保険者の介護保険料収入が7億5,823万5,908円であり、約620万円の減収となりました。このことについては、滞納繰越分を含めた収納率が99.37%と、例年並みであることから、介護保険料基準額が令和2年度までの8万2,400円から8万円に改定されたことが要因であると考えられます。

国、県支出金、支払基金交付金については、介護サービス給付費等が増額となったことに伴い、それぞれの交付額は全体として増額となっております。

次に、歳出の主なものですが、最も多くを占めているのが保険給付費の22億9,124万1,065円であり、前年度より約3,800万円増となりました。

また、地域支援事業費については、1億2,635万2,865円となっております。

介護保険基金についてですが、令和2年度の実質収支額の2億3,978万2,517円のうち1億円を積み立てました。

今後、介護予防・重度化防止施策の推進、適正な介護給付、保険料収納の強化等に取り組み、安定的な制度の維持、運営に努めてまいります。

次に、認定第5号 令和3年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。決算の概要につきましては、歳入歳出決算額ともに304万9,001円となりました。

本事業は、介護保険の要介護認定の結果、要支援1、要支援2と認定された方に対して、地域包括支援センターの保健師等がケアプランを作成するという平成18年度から始まった事業であり、令和3年度で16年が経過したところであります。今後も高齢化の進行に伴い、要支援1、要支援2といった要支援認定者の増加も予想されることから、介護予防を重視した適正なケアプランの作成に努めてまいりたいと考えております。

また、平成27年度の途中から総合事業へ移行したことに伴い、総合事業の対象者への介護予防ケアマネジメントの作成につきましても、同様に努めてまいります。

次に、認定第6号 令和3年度玉村町水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。まず、収益的収入及び支出でございます。収入総額は5億7,598万2,568円で、内訳は給水収益等の営業収益が5億4,781万690円、営業外収益が2,817万1,878円でございます。

一方、支出総額は4億7,886万723円で、内訳は営業費用が4億3,864万5,165円、企業債利子などの営業外費用が4,021万2,828円、特別損失が2,730円でございます。

次に、資本的収入及び支出でございます。収入総額は9,770万円で、内訳は企業債が8,270万円、国の水道管路緊急改善事業に係る補助金が1,500万円でございます。

一方、支出総額は3億1,666万7,748円で、内訳は建設改良費が1億7,420万3,675円、水道メーター等の固定資産購入費が328万2,775円、企業債償還金が1億3,918万1,298円でございます。

なお、資本的収入において不足した2億1,896万7,748円につきましては、当年度分損益勘定留保資金1億1,951万578円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額508万4,517円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,495万8,176円並びに減債積立金1,967万720円、建設改良積立金5,974万3,757円で補填いたしました。

引き続き、安心安全な水を供給できるよう維持管理に努めるとともに、経費節減等により効率的な事業経営を図ってまいります。

次に、認定第7号 令和3年度玉村町下水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。まず、収益的収入及び支出についてでございます。収入総額は7億8,259万3,542円で、内訳は下水道使用料等の営業収益が3億3,384万3,750円、一般会計繰入金等の営業外収益が4億

4, 874万9, 792円でございます。

一方、支出総額は7億2, 354万8, 419円で、内訳は営業費用が6億1, 686万5, 578円、企業債利子などの営業外費用が1億668万2, 841円でございます。

次に、資本的収入及び支出についてでございます。収入総額は7億4, 366万2, 200円で、内訳は企業債が4億8, 350万円、他会計補助金が5, 979万7, 000円、国及び県からの補助金が1億7, 350万円、下水道事業受益者負担金が2, 686万5, 200円でございます。

一方、支出総額は10億2, 705万1, 864円で、内訳は管渠築造工事費等の建設改良費が5億5, 721万3, 566円、固定資産購入費が45万1, 000円、企業債償還金が4億6, 938万7, 298円でございます。

なお、資本的収入において不足した2億8, 338万9, 664円につきましては、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2, 414万1, 772円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額820万5, 818円、過年度分損益勘定留保資金2, 188万1, 929円及び当年度分損益勘定留保資金2億2, 916万145円で補填いたしました。

今後も、計画的に整備を進め、収入の確保に努めるとともに、効率的な事業運営を図ってまいります。

以上が、令和3年度の一般会計をはじめ、各特別会計の歳入歳出決算の概要でございますが、去る7月12日から8月1日までの間、監査委員さんに審査をしていただき、その審査意見書が提出されておりますので、監査委員さんの意見書を付して、議会の認定を賜りたくご提案申し上げる次第でございます。

なお、その経過と決算の詳しい内容につきましては、決算書並びに決算における主要事業と成果等の説明書を提出させていただいておりますので、御覧いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明を終了いたします。

認定第1号 令和3年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号 令和3年度玉村町下水道事業会計決算認定については監査委員の審査意見が付されております。

監査委員の審査意見の朗読を求めます。

総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君登壇〕

◇総務課長（齋藤善彦君） それでは、令和3年度玉村町一般会計・特別会計・公営企業会計歳入歳出決算及び基金運用状況についての監査委員の審査意見書について朗読をさせていただきます。

まず、2ページをお開きください。第1、審査の対象、第2、審査の期間、第3、審査の方法、こちらは記載のとおりですので、割愛をさせていただきます。

続きまして、3ページをお開きください。中頃、第4、審査の結果です。こちら3ページから18ペ

一 中段まで記載のとおりですので、割愛をさせていただきます。

18 ページ下段を御覧ください。第5、審査の意見です。一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算及び財産の取得、管理、処分並びに基金の運用状況については、決算その他関係諸表等の計数の正確性を検証した結果、その計数は正確であり、予算の執行または事業の経営はおおむね適正かつ効率的に行われていると認められた。

なお、提出された各審査調書に関する審査の結果及び意見は以下のとおりである。

(1)、前年度指摘事項の措置状況。令和3年度に実施した定期監査、随時監査、例月出納検査、財政援助団体等監査、決算審査の際の意見や指摘事項に対し必要な措置が講じられたかどうかについて、提出された令和3年度措置状況調書により確認した結果、おおむね適切な措置が講じられているものと認められた。

しかしながら、前年度に指摘した学校教育課及び会計課の支払い先誤り等は改善されたが、新たに総務課及び健康福祉課で支払い漏れの報告があった。特に健康福祉課所管の子育て世帯への臨時特別給付金給付事業における支払い漏れについては、本来その全額が国庫補助金により賄われるべき国の補助事業であったが、申請書の確認不足により年度内に支払いができず、翌年度町の一般財源で補填するという事態に陥ったことは大変遺憾である。このような初歩的な事務処理誤りが二度と生じないよう、再度庁内で危機管理意識を高め、正確かつ適正な事務処理を徹底されるよう要望する。また、社会福祉法人玉村町社会福祉協議会に対する補助金の件については、人件費に対する補助が主であることから、今後その給与体系や人件費の積算根拠等について、補助金申請時に給与関係資料の添付を求め、内容精査を行っていくとのことである。本補助金の適正な執行管理に努めるため、補助基準を定めるなど交付事務の在り方について再度検討を行い、事務処理の適正化を図ることを要望する。

(2)、主要事業と成果等。令和3年度決算における主要事業と成果等については、提出された説明資料に基づき、各課担当者より説明を求めた結果、前年度と同様に、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中止を余儀なくされた事業もあったが、実施された主要事業はおおむね適切に実施されており、一定の成果を上げていると認められた。

しかしながら、企画課所管の行政情報発信事業として毎年行っているFMたまむらとの玉村町行政情報発信業務委託であるが、本業務委託の費用対効果を踏まえると、その目的が十分に達成され、必要な成果が得られているかどうかについて、検証が必要であると思われる。平成18年にFMたまむらが開局以来、令和3年度までの16年間で7,916万9,470円の委託料を支出している。その間、FMたまむらでは電波状況の改善を行いながら、行政情報をはじめ地域に密着した情報などリアルタイムで発信するとともに、町としても平成28年度に災害時における放送に関する協定を締結し、災害時における情報伝達手段を確保するなど、その活用について改善を重ねてきたということであるが、広く多くの町民に聴取されているとは言えない状況にある。様々な情報発信手段がある中で、今後も本事業を継続していくのであれば、聴取率の調査とともに、より多くの町民に聴取してもらえ

るよう、効果的な活用・運用方法を十分検討され、事業費に見合った成果が上げられるよう改善を要望する。

また、環境安全課所管の乗合タクシー（たまりん）については、利用者の減少に歯止めがかからない状況で、コロナ禍によりさらに激減しているとのことである。コロナ禍といえども1便当たりの乗車率が0.6人という状況では、公共交通手段として、抜本的な見直しが必要であると思われる。平成13年の運行開始以来、路線変更やダイヤ改正を行うなど利用者の利便性の向上に努めてきたということであるが、今後も本事業を継続していくのであれば、事業存続の可否も含めて内容を十分検討され、効果的な運行方法により乗車率の向上が図られるよう改善を要望する。

以上、今後とも最少の経費で最大の成果が得られるよう、合理的かつ効果的な事業運営に取り組みたい。

(3)、委託業務及び工事施工状況、負担金の根拠、財産の管理。契約金額が50万円以上の委託業務や契約金額が130万円以上の工事の施工状況、各種負担金の根拠、財産の取得、処分や貸付け、借入れの状況等については、提出された令和3年度玉村町歳入歳出決算審査調書に基づき確認した結果、委託業務や工事の契約内容、施工時期及び財産の管理等の状況はおおむね適切であると認められた。

法令外負担金についても、おおむね適正な支出であると認められた。今後も負担金額の算出根拠や支出先の団体の活動を把握し、例年どおりの支出ではなく、その必要性を検討されたい。

(4)、補助金及び交付金。各種団体の補助金等による事業の実施状況については、提出された令和3年度決算補助金等実績報告書に基づき確認を行った。

その結果、各種団体等の事業実施状況はおおむね良好であり、補助金の必要性、有効性、支出の時期及び額等はおおむね適切であると認められた。

(5)、歳入と歳出の確認。歳入については、提出された令和3年度玉村町歳入歳出決算書等に基づき、予算現額、調定額、収入済額、収入未済額、不納欠損額等について確認した結果、おおむね適切に処理されていると認められた。

また、不納欠損処分の状況等については、令和4年6月29日に随時監査を実施し、不納欠損処分に至るまでの徴収努力並びに事務処理について、おおむね適正に実施されていることを確認した。

歳出については、提出された令和3年度玉村町歳入歳出決算書等に基づき、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額等について確認した結果、おおむね適切に執行されていると認められた。

しかしながら、例年支出漏れが見受けられるため、再度庁内において注意喚起を行うとともに、組織として支出漏れをチェックする体制を構築し、今後同様な事態が起らないよう執行管理を徹底されたい。

不用額については、主な要因は節内における累計残や予算時の見積額に対する入札等の差金によるものであり、やむを得ないものと認められた。

2、財政分析です。実質収支比率11%、財政力指数0.75及び公債費負担比率9.7%については、おおむね例年どおりの値で推移した。経常収支比率86.7%については、前年度90.9%を4.2ポイント下回り、5年連続で改善が見られた。依然高率化となっているものの、着実に財政健全化に向けた取組効果が得られているものと考えられる。今後も引き続き健全な財政運営に向けた取組に当たられることを要望する。

3、一般会計です。前半部分については記載のとおりとなりますので、割愛をさせていただきます。

21ページをお開きください。上段の後半を御覧ください。令和3年度一般会計決算については、おおむね妥当であると認められる。町は、今なお続く新型コロナウイルス感染症への対応に、日々取り組んでいるところである。町民生活の安心、安全のため、直面するこの課題に対し、引き続き全力で対応するとともに、新型コロナウイルス感染症の収束後の社会を見据え、今後の玉村町の発展と町民福祉の向上に向けた施策についても、積極的に取り組まれるよう期待する。

4、特別会計です。こちらそれぞれ前半の部分は記載のとおりですので、割愛をさせていただきます。

まず(1)、国民健康保険特別会計。令和3年度国民健康保険特別会計決算については、おおむね妥当であると認められる。国民健康保険事業は、社会保険への加入要件の緩和等により、保険加入者数は減少しているものの、医療の高度化に伴い、1人当たりの医療費は増加傾向にある。今後も財政運営の責任を担う群馬県と連携を図りながら、安定的かつ効率的な国民健康保険事業の運営に取り組まれない。

(2)、後期高齢者医療特別会計です。令和3年度後期高齢者医療特別会計決算については、おおむね妥当であると認められる。後期高齢者医療保険の年間平均被保険者数は年々増加しており、令和3年度は前年度に比べて135人増加、3.5%増となった。高齢化の進行により、今後も医療費の増加が見込まれることから、適正な保険給付に努め、引き続き安定的な後期高齢者医療保険事業の運営に取り組まれない。

22ページになります。(3)、介護保険特別会計です。令和3年度介護保険特別会計決算については、おおむね妥当であると認められる。高齢社会の進行に伴い、要支援、要介護認定者の増加と、それに伴う介護サービスの需要はより一層高まることが予想される。引き続き、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしく自立して生活できるよう、健全な介護保険事業の運営に努められたい。

(4)、介護予防サービス事業特別会計。令和3年度介護予防サービス事業特別会計決算については、おおむね妥当であると認められる。引き続き、適切な介護予防サービス事業の運営に取り組まれない。

5、基金の運用状況等です。公有財産、物品、基金の管理及び運用状況については、財産に関する調書及び公有財産台帳、基金残高表、預貯金残高証明書、出資証券、その他基金の運用状況等に関する資料に基づいて審査した結果、その運用状況を示す書類、計数等は正確であり、おおむね妥当であ

ると認められた。引き続き、適切な管理、運用に取り組まれない。

続きまして、23ページをお開きください。令和3年度玉村町水道事業会計決算審査結果及び意見です。1、審査の対象から24ページの7、審査結果までは記載のとおりですので、割愛をさせていただきます。

8、審査意見です。令和3年度水道事業会計決算については、おおむね妥当であると認められる。有収率については88.9%で、前年度89.3%に比べ0.4ポイント下降した。収益の向上と水の安定供給のため、今後もさらなる有収率の向上に努められない。

水道事業を取り巻く環境は、人口減少に伴い料金収入の減収が見込まれる一方、施設の老朽化に対応するための更新費用の増加が見込まれるなど厳しさを増している。よって、将来にわたって安定的に水道事業を継続していけるよう、今後も水道料金改定の検討に当たっては、説明責任を果たすべく計画的かつ慎重に進めるとともに、玉村町水道事業経営戦略に基づいた取組を着実にを行い、引き続き健全経営に努められない。

25ページをお開きください。令和3年度玉村町下水道事業会計決算審査結果及び意見です。1、審査対象から26ページの7、審査結果までは記載のとおりですので、割愛をさせていただきます。

8、審査意見です。令和3年度下水道事業会計決算については、おおむね妥当であると認められる。下水道事業は、公衆衛生の向上と生活環境の改善及び水質の保全という町民生活を支える重要なライフラインの一つである。一方、下水道整備の普及、促進とともに、人口減少に伴う使用料収入の減収や今後の施設の更新などの課題に直面しつつあり、経営環境は厳しさを増している。

よって、将来にわたって安定的かつ持続的に下水道事業を継続していけるよう、今後の下水道使用料改定の検討に当たっては、説明責任を果たすべく計画的かつ慎重に進めるとともに、玉村町下水道事業経営戦略に基づいた取組を着実にを行い、引き続き、健全経営に努められない。

次の27ページ以降につきましては、各会計に関する付表となっております。

以上で、監査委員の意見書の朗読を終了させていただきます。

◇議長（石内國雄君） 以上で、監査委員の審査意見の朗読を終了いたします。

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。35分より再開いたします。

午前10時21分休憩

午前10時35分再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

◇議長（石内國雄君） 議員各位に申し上げます。

決算審査に先立っての総括質疑は、議会運営に関する基準の附則1の規定により、予算・決算特別

委員会に付託される議案の総括質疑は款・項の範囲で行うと定められております。したがって、総括質疑は款項の範囲でお願いいたします。

それでは、これより令和3年度の各会計の歳入歳出決算認定に係る総括質疑を議案ごとに行います。

日程第9、認定第1号 令和3年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

以上で、令和3年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

日程第10、認定第2号 令和3年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

以上で、令和3年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

日程第11、認定第3号 令和3年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

以上で、令和3年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

日程第12、認定第4号 令和3年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

以上で、令和3年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

日程第13、認定第5号 令和3年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

以上で、令和3年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

日程第14、認定第6号 令和3年度玉村町水道事業会計決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

以上で、令和3年度玉村町水道事業会計決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

日程第15、認定第7号 令和3年度玉村町下水道事業会計決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

以上で、令和3年度玉村町下水道事業会計決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

これをもちまして、7会計に係る総括質疑を終了します。



○決算特別委員会の設置・選任の件

◇議長（石内國雄君） お諮りいたします。

日程第9、認定第1号 令和3年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第15、認定第7号 令和3年度玉村町下水道事業会計決算認定についてまでの7議案につきましては、議会運営に関する基準第47条に基づき、議会選出の監査委員になっている議員を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、認定第1号から日程第15、認定第7号までの7議案については、議会選出の監査委員となっている議員を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、玉村町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議会選出の監査委員となっている議員を除く全議員を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議会選出の監査委員となっている議員を除く全議員を決算特別委員に選任することに決しました。



○日程第16 報告第6号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

○日程第17 報告第7号 令和3年度決算に基づく資金不足比率の報告について

◇議長（石内國雄君） 日程第16、報告第6号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率の報告について及び日程第17、報告第7号 令和3年度決算に基づく資金不足比率の報告についてが提出されました。

これより2件の報告を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 報告第6号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてご説明申し上げます。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標を報告するものでございます。

まず、実質赤字比率につきましては、一般会計において赤字が生じておりませんので、数値は算定されませんでした。

また、連結実質赤字比率についても、各会計いずれも赤字が生じておりませんので、数値は算定されませんでした。

次に、実質公債費比率であります。これは過去3年間の平均値で算出するものでございます。令和元年度から令和3年度までの平均値は、標準財政規模の増加等により、前年度と比較して0.5ポイント下降し、3.8%となりました。国で定めた早期健全化基準は25.0%となっておりますので、これを下回り、クリアしております。

最後に、将来負担比率であります。地方債現在高などの将来負担額を基金などの充当可能財源が上回ったため、前年度と同様に数値は算定されませんでした。

なお、今回報告いたします健全化判断比率につきましては、監査委員さんに審査をいただいておりますので、その審査意見書を付して報告させていただきます。

次に、報告第7号 令和3年度決算に基づく資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告するものでございます。

資金不足比率につきましては、水道事業会計、下水道事業会計ともに黒字決算であり、資金不足が生じていないため、いずれの会計も数値は算定されませんでした。この資金不足比率につきましても、監査委員さんに審査をいただいておりますので、その意見書を付して報告させていただきます。

◇議長（石内國雄君） 以上で日程第16、報告第6号及び日程第17、報告第7号の2件の報告を終了いたします。

日程第16、報告第6号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率の報告について及び日程第17、報告第7号 令和3年度決算に基づく資金不足比率の報告については監査委員の審査意見が付されております。

監査委員の審査意見の朗読を求めます。

総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君登壇〕

◇総務課長（齋藤善彦君） それでは、報告第6号、7号のそれぞれの後ろに付されている監査委員の審査意見書を御覧ください。それでは、朗読をさせていただきます。

初めに、令和3年度財政健全化審査意見書です。1、審査の概要、2、審査の期間については記載のとおりですので、割愛をさせていただきます。

3、審査の結果です。（1）、総合意見。審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

（2）、個別意見。①、実質赤字比率について。令和3年度は実質赤字額がなく、実質赤字比率は算定されず、早期健全化基準の13.76%と比較すると、これを下回っており、良好と言える。

②、連結実質赤字比率について。令和3年度は全ての会計が黒字で連結実質赤字額がなく、連結実

質赤字比率は算定されず、早期健全化基準の18.76%と比較すると、これを下回っており、良好と言える。

③、実質公債費比率について。令和3年度の実質公債費比率は3.8%となり、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っており、良好と言える。

④、将来負担比率について。令和3年度の将来負担比率は算定されず、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っており、良好と言える。

(3)、是正改善を要すべき事項。特に指摘すべき事項はない。

次は、水道事業会計及び下水道事業会計の経営健全化審査意見書となります。こちらも1、審査の概要、2、審査の期間については記載のとおりですので、割愛をさせていただきます。

それでは初めに、水道事業会計経営健全化審査意見書です。3、審査の結果です。(1)、総合意見。審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2)、個別意見。水道事業は、事業の規模4億9,411万3,000円、流動負債6,706万3,000円、流動資産8億5,300万6,000円、剰余金7億8,594万3,000円、標準財政規模比9.9%である。したがって、資金不足比率は算定されず、経営健全化基準の20.0%と比較すると、なお良好な状態にあると認められる。

(3)、是正改善を要すべき事項。特に指摘すべき事項はない。

続きまして、下水道事業経営健全化審査意見書です。3、審査の結果です。(1)、総合意見。審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2)、個別意見。下水道事業は、事業の規模3億565万6,000円、流動負債2,870万5,000円、流動資産1億3,899万1,000円、剰余金1億1,028万6,000円、標準財政規模比1.4%である。したがって、資金不足比率は算定されず、経営健全化基準の20.0%と比較すると、なお良好な状態にあると認められる。

(3)、是正改善を要すべき事項。特に指摘すべき事項はない。

以上で、監査委員の審査意見書の朗読を終了させていただきます。

◇議長(石内國雄君) 以上で監査委員の審査意見の朗読を終了いたします。



○日程第18 議案第37号 令和3年度玉村町水道事業会計剰余金の処分について

○日程第19 議案第38号 令和3年度玉村町下水道事業会計剰余金の処分について

◇議長(石内國雄君) 日程第18、議案第37号 令和3年度玉村町水道事業会計剰余金の処分について及び日程第19、議案第38号 令和3年度玉村町下水道事業会計剰余金の処分についての2議案を一括議題といたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第18、議案第37号及び日程第19、議案第38号の2議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第37号 令和3年度玉村町水道事業会計剰余金の処分についてご説明申し上げます。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、令和3年度水道事業会計決算の結果、発生した利益剰余金の処分について議会の議決を求めるものでございます。

前年度1年間の営業活動の結果として、損益取引から生じた純利益は8,183万6,239円ありますが、これは経理上、未処分利益剰余金に位置づけられるものでございます。また、減債積立金及び建設改良積立金の取崩しにより生じた7,941万4,477円を加えますと、未処分利益剰余金の合計額は1億6,125万716円でございます。

内容につきましては、別紙の剰余金処分計算書（案）のとおり処分させていただくもので、企業債償還に充てるための減債積立金として6,183万6,239円、欠損金を埋めるための利益積立金として1,000万円、建設改良積立金として1,000万円をそれぞれ積み立て、資本金として7,941万4,477円を組み入れるものでございます。

次に、議案第38号 令和3年度玉村町下水道事業会計剰余金の処分についてご説明申し上げます。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、令和3年度下水道事業会計決算の結果、発生した利益剰余金の処分について議会の議決を求めるものでございます。

前年度1年間の営業活動の結果として、損益取引から生じた純利益は3,100万7,724円ありますが、これは経理上、未処分利益剰余金に位置づけられるものでございます。

内容につきましては、別紙の剰余金処分計算書（案）のとおり処分させていただくもので、未処分利益剰余金の年度末残高3,100万7,724円全額を企業債償還に充てるための減債積立金に積み立てるものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で2議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第18、議案第37号 令和3年度玉村町水道事業会計剰余金の処分について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。
これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。
これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第38号 令和3年度玉村町下水道事業会計剰余金の処分について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。
これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。
これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第20 議案第39号 玉村町職員の定年等に関する条例の一部改正について

◇議長（石内國雄君） 日程第20、議案第39号 玉村町職員の定年等に関する条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第39号 玉村町職員の定年等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、国家公務員の定年引上げに伴い、地方公務員の定年も60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げられることを踏まえ、地方公務員も同様に地方公務員法の一部を改正する法律による制度改正により、措置を講ずるものでございます。

主な改正内容ですが、第3条において定年を65歳とし、経過措置として、附則第3項において、2年ごとに段階的に引き上げるものであります。

第7条において管理監督職の上限年齢を60歳とし、組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、導入するものであります。

第12条において定年前再任用短時間勤務職員の任用の規定を設け、60歳に達した日以後定年前に退職した職員について、本人の希望により、短時間勤務の職に採用することができる制度を導入するものであります。

情報の提供及び勤務の意思の確認では、附則第4項において、職員が60歳に達する日の前年度に60歳以後の任用、給与及び退職手当に関する情報を提供するものとし、職員の60歳以後の勤務の意思について確認に努めるものであります。

また、今回の改正により、職員の再任用に関する条例は廃止となります。

施行期日の第1条にありますように、この条例は令和5年4月1日から施行予定となっておりますが、附則第9条の規定につきましては、公布の日から施行予定となります。

以上、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

◇議長（石内國雄君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 2 1 議案第 4 0 号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正について

◇議長（石内國雄君） 日程第 2 1、議案第 4 0 号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 4 0 号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例、玉村町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例及び玉村町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正によるものでございます。

主な改正内容ですが、地方公務員法の一部を改正する法律による制度改正により、条ずれ等の修正や議案第 3 9 号でご説明しました玉村町職員の定年等に関する条例の一部改正により、再任用短時間勤務職員から定年前再任用短時間勤務職員へ改正するものであります。

以上、ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第 2 2 議案第 4 1 号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正について

◇議長（石内國雄君） 日程第 2 2、議案第 4 1 号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 4 1 号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましても、地方公務員法の一部を改正する法律による制度改正により、条ずれ等の修正や議案第 3 9 号でご説明しました玉村町職員の定年等に関する条例の一部改正により、定年前再任用短時間勤務職員の給与及び 6 0 歳に達した職員の給与の改正、暫定再任用職員に係る経過措置を規定するものであります。

以上、ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第23 議案第42号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

◇議長（石内國雄君） 日程第23、議案第42号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第42号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、育児休業の取得回数制限の緩和等についての改正、また国家公務員の定年引上げに伴い、地方公務員の定年も60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げられることを踏まえ、地方公務員も同様に地方公務員法の一部を改正する法律による制度改正により、措置を講ずるものでございます。

主な改正内容ですが、育児休業の取得回数制限の緩和等についての改正につきましては、出生前第8週以内の育児休業が分割して2回取得可能となることや、出生後第8週以後の育児休業について、夫婦ともに分割して2回取得可能となります。また、1歳以降、保育所に入所できない等の場合、開始時点を柔軟化することで、夫婦が育児休業を途中交代できるように改正するものであります。これらは令和4年10月1日から施行予定としております。

次に、地方公務員法の一部を改正する法律による制度改正により、議案第39号でご説明しました玉村町職員の定年等に関する条例の一部改正により、規定の追加や再任用短時間勤務職員から定年前再任用短時間勤務職員へ改正するものであります。これらは令和5年4月1日から施行予定としております。

以上、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

◇議長（石内國雄君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 2 4 議案第 4 3 号 玉村町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

◇議長（石内國雄君） 日程第 2 4、議案第 4 3 号 玉村町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 4 3 号 玉村町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方公務員等共済組合法の改正に伴い、令和 4 年 1 0 月 1 日を施行期日とし、地方公務員等のうち、厚生年金や健康保険などの被用者保険の適用対象である非常勤職員を地方公務員法等共済組合員とすることとなり、医療保険と福祉事業が適用されることとなりました。

主な改正内容ですが、給与から群馬県市町村職員共済組合が行う貯金の積立金、貸付けに係る償還金を給与から控除することを可能とする旨の規定を条例に設けるものであります。

以上、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

◇議長（石内國雄君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 25 議案第 44 号 玉村町税条例等の一部改正について

◇議長（石内國雄君） 日程第 25、議案第 44 号 玉村町税条例等の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 石川眞男君登壇]

◇町長（石川眞男君） 議案第 44 号 玉村町税条例等の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和 4 年 3 月 31 日付で公布されたことに伴い、玉村町税条例等の一部を改正するものです。

今回の改正は、法改正による規定の新設や改正に合わせて町条例の規定整備を行うものです。個人町民税関係の主な改正内容につきましては、上場株式等の配当所得等及び上場株式等の譲渡所得等について、所得税と個人住民税の課税方式を一致させることから、確定申告書の記載によってのみ適用することになります。給与所得者の扶養親族等申告書に配偶者控除または配偶者特別控除の適用を受ける者の氏名を追加し、公的年金等受給者の扶養親族等申告書には、所得税の源泉控除対象配偶者及び 16 歳以上の扶養親族であって、個人住民税の分離課税の対象となる退職所得を有する者の氏名を追加するものです。そのほか住宅借入金等特別税額控除の延長・見直しによる改正となります。

固定資産税関係につきましては、固定資産台帳の閲覧手数料及び証明書の交付手数料について、法改正により住所欄について措置を講じたものについても手数料徴収の対象とするための条例整備となります。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 26 議案第 45号 令和 4 年度玉村町一般会計補正予算（第 6 号）

○日程第 27 議案第 46号 令和 4 年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

○日程第 28 議案第 47号 令和 4 年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

○日程第 29 議案第 48号 令和 4 年度玉村町水道事業会計補正予算（第 1 号）

◇議長（石内國雄君） 日程第 26、議案第 45号 令和 4 年度玉村町一般会計補正予算（第 6 号）から日程第 29、議案第 48号 令和 4 年度玉村町水道事業会計補正予算（第 1 号）までの 4 議案を一括議題といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 26、議案第 45号から日程第 29、議案第 48号までの 4 議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 45号 令和 4 年度玉村町一般会計補正予算（第 6 号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に 3 億 8 9 3 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 2 2 億 8, 3 5 7 万 9, 0 0 0 円とするとともに、債務負担行為を追加するものでございます。

初めに、歳出の主な補正内容でございます。まずは全体といたしまして、電気料金の値上げにより、各公共施設における電気料の不足が見込まれることから、総額で 3, 8 0 9 万 1, 0 0 0 円の追加をいたしました。特に高圧電力契約をしている施設につきましては、毎年入札により契約をしておりますが、令和 4 年度の契約単価等が前年度と比較して大幅に上がったため、不足額も大きくなっております。

次に、目的別に主な補正内容を説明いたします。まず、総務費では、人事給与システムの入替えによるシステム構築業務及び旧玉村内科クリニック敷地内の舗装工事に係る経費を計上するとともに、

資材の高騰に対応するため、カーブミラーの設置・交換に係る費用を追加いたしました。また、共通納税税目の拡大に伴い、必要なシステム設定や各種納付用テスト用紙の印刷のほか、マイナンバーカードの取得促進として出張申請受付の実施に必要な備品等を購入いたします。

次に、民生費では、老朽化した老人福祉センターの動力トランスの更新工事及び介護保険特別会計における第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託等に係る繰出金を計上しております。

また、前年度の精算に伴う障害者自立支援費や子ども・子育て支援等に係る国、県返還金のほか、後期高齢者医療広域連合へ支払う療養給付費市町村負担分の過年度精算による追加納付金、サービス利用者の増加に伴う障害者移動支援事業の事業費の追加等を行うものでございます。

次に、衛生費では、新型コロナウイルスワクチンの接種事業につきまして、令和5年3月末までの事業継続が見込まれるため、ワクチン接種の実施に必要な経費を追加するとともに、過年度の精算に伴う国返還金を計上するものでございます。

次に、農林水産業費では、新規就農者の育成について、既存の農業次世代人材投資資金から新規就農者育成総合対策事業へ移行し、より充実した支援を実施するほか、飼料価格の高騰に対する緊急対策として、町内の畜産農家に対して配合飼料購入費の一部を助成いたします。また、水辺の森公園進入路の階段につきましては、老朽化による改修工事を実施いたします。

次に、商工費では、町内に工場を新設した事業者に対する固定資産税相当額の企業誘致奨励金を追加するとともに、ぐるっとたまむら周遊事業で活用している電動バスについて、老朽化したバッテリーを交換するほか、角淵キャンプ場においては、危険木の撤去とトイレ整備を行うものでございます。

次に、土木費では、地元区からの要望等に応えるため、道路補修や道路改良、排水路改修、公園の維持管理等への事業費を追加するとともに、町営住宅長寿命化改修事業における資材等の高騰による不足額及び文化センター周辺地区の調整池にたまった土砂のしゅんせつに係る経費を追加するものでございます。

次に、消防費では、南分団詰所建設事業において、建設予定地の確定に伴い、境界確定の測量を実施するものでございます。

次に、教育費では、青少年健全育成を目的に玉村町ライオンズクラブ様からいただいた寄附金を活用し、小中学校及び幼稚園における図書の実質を図るとともに、安全基準の見直しにより安全性が不適合と判定された学校遊具等について、安全基準を満たすための修繕や老朽化に伴う学校施設等の施設修繕費、空調設備の入替え等を実施するものでございます。

また、重田家住宅につきましては、施設の維持管理に必要な経費や備品を追加するとともに、重田家住宅活用事業として、各種イベントの実施に必要な経費を計上いたしました。また、文化センターにおいては、老朽化した総合事務室及び和室の空調更新、社会体育館においては、点検によって指摘されたトレーニングルームの備品修繕等を行うものでございます。

以上が主な補正内容となりますが、これらの事業の財源といたしましては、事業実施に伴う国、県支出金や寄附金をはじめ、前年度繰越金等を予定しております。

なお、債務負担行為の追加でございますが、放課後児童クラブスマイル及び芝根小学校放課後児童クラブの業務委託について、本年度末の委託期間満了に伴い、新たに来年度以降の業者選定を行うものでございます。

以上が一般会計補正予算の主な内容でございます。

次に、議案第46号 令和4年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ98万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を34億6,755万円とするものでございます。

まず、歳出の補正内容でございますが、第三者行為求償事務共同処理事務手数料に21万円、未就学児均等割の国民健康保険税軽減に伴う国保情報データベースシステム改修に16万5,000円、人間ドック助成金に61万2,000円を増額するものでございます。

次に、歳入でございますが、特別調整交付金を16万5,000円、前年度繰越金を82万2,000円増額するものでございます。

次に、議案第47号 令和4年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に4,007万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億1,853万6,000円とするものでございます。

主な補正内容ですが、まず歳入では前年度繰越金から令和3年度精算に伴う国庫負担金等の返還金を計上するものでございます。

また、介護報酬改定に伴う介護保険システム改修費用に対する事業費補助金が見込めるもののほか、地域支援事業費の増額に伴う国、県支出金、支払基金交付金の増額分、一般会計繰入金を増額分を計上するものでございます。

次に、歳出では、国庫負担金等の令和3年度精算に伴う返還金として3,757万4,000円及び令和5年度に策定する第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に早期に着手するための令和4年度分業務委託料として239万2,000円を追加するものでございます。

そのほか、介護報酬改定に伴うシステム改修費用、介護保険法令データベース使用料を追加し、雇用保険料事業主負担変更に伴う地域支援事業費の増額を行うものでございます。

なお、債務負担行為につきましては、早期に着手する第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の令和5年度分業務委託料として253万1,000円を限度に設定するものでございます。

次に、議案第48号 令和4年度玉村町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。債務負担行為として今年度から来年度にかけて予定している料金改定に係る計画策定業務で、1,648万9,000円を限度額として定めるものでございます。

水道事業を取り巻く経営環境は年々厳しさを増し、財源不足が予想される中、安全な水道水を持続

的に供給することや災害に強い強靱な水道の構築が求められております。町では、令和2年度に玉村町水道事業経営戦略を策定し、財政シミュレーションとして令和6年度をめどに料金改定を行った場合の見通しを示したところであり、将来における安定した水道事業の経営を確保するために料金改定は避けて通れないものとなっております。現行一律の料金体系から、固定費と変動費の割合に適合した口徑別料金の設定など、将来を見据えた料金体系となるよう、水道利用者への影響を抑制しつつ、事業実態に応じた料金設定の在り方を検討する必要がありますので、水道事業に精通したコンサルタントの支援を受けながら料金改定の計画策定業務を進めていきたいと思っております。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で、4議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第26、議案第45号 令和4年度玉村町一般会計補正予算（第6号）、これより本案に対する質疑を求めます。

4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） 最初に、38ページ、角淵キャンプ場の管理事業ということで、工事請負費489万5,000円、トイレということだけ昨日伺いましたが、具体的な内容について説明してください。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

角淵キャンプ場においては、昔からあるくみ取りトイレで、かなりもう老朽化しております。キャンプされる方々からも意見をいただいて、何とかトイレの改善ができないでしょうかというふうな意見は多数もらっておりました。ですので、そのトイレを少し程度のいいもの、くみ取りには間違いないのですが、水洗で少し流れて衛生面でもよいものをということを考えております。

また、河川敷ですので、台風等が近づいた場合、洪水の関係で撤去しなければならないという約束がありますので、そういった速やかに撤去できるようなものということで、予算の確保の段階ではある程度想定はしているのですが、今後もっと詰めて中身のものを安くいいものがあればということで、この予算の範囲内で対応していこうということでもあります。

◇議長（石内國雄君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 40ページの町道3041号線についてお尋ねをいたします。

上陽地区の区長さんが連名で、住民1,700人の署名を添えて町道改良をお願いして、その予算が概算設計委託料として計上されているわけですが、この工事というのですか、その進捗状況、概算委託料が計上されて、その次の流れはどういうふうになっていくか、どのような設計を考えてい

るのか、お尋ねをいたします。

次に、42ページの公園緑地管理事業の工事請負費、説明では何か藤川公園のグラウンドゴルフのところを改修するということですが、具体的な改修内容とかそういうスケジュールについてご説明をいただきたいと思います。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

初めの40ページの町道3041号線ということで、こちら上陽小学校のすぐ前の通学路で、詰所ができることによって通学路の安全確保という点上陽地区の区長さん全員の方から要望をいただいていたものであります。今回、概算設計委託料として192万5,000円ということで、こちらにつきましては、当然概算設計ということですので、まだ具体的に道路の幅員とか構造というのは決まっているものではありません。ですけれども、通学路という観点で、補助事業のパッケージの中で県のほうに事前に相談に行ったところ、歩道設置ということがメインですので、2メートル程度の歩道、それから車道も今は4メートル未満、欠けているくらいですので、1メートル程度まででしたらということで5メートルの道プラス歩道2メートル程度でしたら補助事業でいけるのではないかという感覚ではあるのですけれども、そこが幅員のベースになると思います。それ以上、町が足して広げていくのだとか、あとは地権者さんの意向もあるでしょうから、そういったところで案を決めて、そのところで概算の設計をして、地元地権者さんに諮っていくという段階でいろいろ決めていくことになると思います。今年度補正でこれ概算を取ったのですけれども、来年に向けては用地測量とか、用地買収とか、そういったことで年度ごとに進めていければと考えております。

42ページの14節の工事請負費、こちらは124万3,000円ということで、藤川公園、昔上陽小学校があったところの大きめの公園なのですけれども、そちらにグラウンドゴルフ場があります。そのところは昔グラウンドゴルフのコースということで、土が少し盛ってあったので、コースなりになっています。ただ、今現在、グラウンドゴルフって平らなところでやっているほうが多くて、自由に使えていいということで、グラウンドゴルフをやっている方々やその他の役員さん、あとは防災、避難するときにそれが夜だったりして、藤川公園に凹凸があるとつまずいたりということもあるので、平らが望ましいということの要望がありました。その中で一回それを平らにして、また芝等も伸びてくるでしょうから、そういったことで地元と話してありまして、この予算を確保できれば、この後速やかに現地のほうを実施していきたいと考えております。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） 42ページお願いいたします。

板井・根石公園管理事業、都市建設課の工事請負費29万7,000円、案内看板を2か所に設置していただけたというようなことの説明でありましたけれども、板井の根石運動公園管理組合長のほうから、かねてから看板設置の要望が出されていたところ、時宜を得て今回の補正予算を計上されたというようなことですが、そういった背景の中で実際にその設置を予定される場所が決まっておって、それが管理組合長のほうで言っている場所と合致しているかどうか。設置する際にもう一度その要望元の管理組合長のほうに確認を得た上で設置していただけるかどうか、お尋ねいたします。場所をお願いいたします。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

今現在、担当者が管理組合長さんと立ち会ったかどうかというのは確認ができませんけれども、当然予算をいただいた後は、そういった方々の意見も聞きながら、適切な場所に配置していくということになります。

根石公園は県道から入って分かりにくい場所にありますので、少年野球のチームが来るとき、非常に迷ったりしますので、県道の位置に1か所、それから古川の周辺に1か所ということで、今考えておりますので、地元の意見も聞きながら、また立てられる位置、安全面を考えて設置していきたいと考えております。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 29ページ、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業ということなのですが、大きな金額で1億1,200万円というのが計上されているのですが、今年4月の予算のときでも同額1億1,000万円ぐらいの予算が入っていたと思うのですが、もうその予算は使い切って、今度は4回、さらに第5回の接種も考えて予算を出したのかどうかお聞きします。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） お答えいたします。

当初予定していたのは、3回目、4回目ぐらいまでだと思うのです。今回、補正させていただくのが、新たにオミクロン株用のワクチンというのが出てきておりますので、それに対応するという意味で予算の計上のほうをさせていただいております。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27、議案第46号 令和4年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28、議案第47号 令和4年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第1号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第29、議案第48号 令和4年度玉村町水道事業会計補正予算（第1号）、これより本案に対する質疑を求めます。

4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） 先ほど電気料について、施設全体で約3,800万円の増額があるという説明を伺いました。そこで、今回の水道事業で当初予算で原水及び浄水費ということで動力費として4,800万円が計上されていたと思います。この動力費は、追加増額になるということはないのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 金子忠雄君発言〕

◇上下水道課長（金子忠雄君） お答えします。

こちらの動力費等については、9月の補正予算では載せなかったのですが、今後の状況を見て補正していくような状況で考えております。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） 全体の中に占めるこの電気代が一番高いのがここだと思うのです。ですから、その時点でまた検討させていただければと思います。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑はありませんか。

12番笠原則孝議員。

〔12番 笠原則孝君発言〕

◇12番（笠原則孝君） まず、この水道なのですが、前々からこれ恐らく買っている部分が1トン幾らぐらいで、昔は何か1トン200円とか言っていて、それで利根川のあそこにある岩

本よりずっと真壁まであれですね、引いて、真壁から何から玉村町に来るまでが約1日、24時間自然落下ということでそこに入ると聞いているのですけれども、その点でやはり予算的に値段が今後上がるということになると、その1トンちょっと200円ではどうなのだから、前200円だったので、その値段がやはり上がるということですか。

◇議長（石内國雄君） 笠原議員、補正予算に対する質疑をお願いしたいのですが、水道事業全体の……

◇12番（笠原則孝君） だから、それで予算が1億6,000万円取ってあるから、いわゆるその部分が入るのかなと思って今したのです。

◇議長（石内國雄君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 金子忠雄君発言〕

◇上下水道課長（金子忠雄君） 町で受け入れている県水の関係も含まれているのかなと思うのですけれども、以前は1リットル当たり117円と、その後110円、107円、102円、100円というような形で3年ごとに見直すというような状況でまいっております。ただ、これでもまだ町でつくっている料金のほうが若干安いという状況です。ただ、県水は町全体で供給している量の17%から20%という状況でありますので、町でくんだ水がメインという形になりますので、そういったことも考えながら料金のほうを考えていきたいと思っているところです。

以上です。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第30 議案第49号 工事請負契約の締結について

◇議長（石内國雄君） 日程第30、議案第49号 工事請負契約の締結について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第49号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

玉村町クリーンセンター年次整備工事につきましては、8月17日に随意契約の見積り開札を行った結果、東京都港区芝浦3丁目9番1号、株式会社タクマ東京支社支社長、丸田元太が、消費税込み1億1,000万円で落札し、8月22日に同社と仮契約を締結いたしました。

つきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本工事の内容は、クリーンセンターの安全かつ安定的な焼却運転を行うため、焼却炉をはじめとする傷みの激しい設備等の整備を行うものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◇議長（石内國雄君） 休憩します。午後2時より再開いたします。

午前11時45分休憩

午後 2 時再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

◇

○日程第 3 1 一般質問

◇議長（石内國雄君） 日程第 3 1、一般質問を行います。

今定例会には、10名の議員から通告がなされております。

一 般 質 問 表

令和 4 年玉村町議会第 3 回定例会

順序	質 問 事 項	質 問 者
1	1. 道路上にはみ出している民家の枝木について 2. 用水路破損時の対応について 3. たまむら花火大会について 4. クリーンセンターにおける粗大ごみの休日の受入体制について	笠 原 則 孝
2	1. 今年度計画した事業の進捗状況は 2. 新たに作成する総合防災マップはどのようなものか 3. 高耐久性アスファルトの採用を 4. 特殊詐欺への対応は	月 田 均
3	1. コロナ禍における学校行事と不登校児童・生徒に対する対応について 2. 玉村町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンと総合戦略について 3. 公園等の公共施設の管理・運営について	松 本 幸 喜
4	1. 利根川上流流域下水道（県央処理区）の下水汚泥と廃液の有効活用について 2. 在宅者の配食サービスについて 3. 玉村町の小中学校に配属されたスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活動について 4. 道路環境の整備について	羽 鳥 光 博

順序	質 問 事 項	質 問 者
5	1. 電力自由化後の新電力会社との契約の状況・推移及び今後の電力量の削減への取組について 2. 社会体育館の指定管理者制度導入について 3. 観光交流拠点公園構想調査事業の進捗状況及び今後の進め方について 4. 玉村町で収穫された地場産の小麦を使った「麦焼酎」の開発について	新 井 賢 次
6	1. 「町民の日」の周知と、行事、無料開放施設の町民参加の呼びかけについて 2. 保育所及び放課後児童クラブ利用者の負担軽減について	備前島 久仁子
7	1. 新型コロナウイルス感染予防対策、及び今後の町の取組について 2. 玉村町の職員定数について 3. 玉村町としての防災・減災対策について	小 林 一 幸
8	1. 上福島の7.4ヘクタールの開発促進について 2. 高校生世代までの医療費の無料化の拡充を 3. ゼロカーボンシティの表明を 4. 難聴高齢者の補聴器購入助成について	宇津木 治 宣
9	1. 町の防災・減災対策の取組について 2. 災害時における被災者支援システムの導入について	堀 越 真由子
10	1. 自治基本条例の検証について 2. 高崎玉村スマートIC周辺地域の開発と情報収集について	三 友 美恵子

◇議長（石内國雄君） 初めに、12番笠原則孝議員の発言を許します。

〔12番 笠原則孝君登壇〕

◇12番（笠原則孝君） それでは、午後のひとときの一番眠い時間なのですが、皆さん寝ないように、私は寝てしまうけれども、寝ないように大きな声でやりますので、ひとつよろしくお願いします。

それでは、議長の命により、12番笠原則孝が一般質問を行います。

まず第1に、道路上にはみ出している民間の枝木について。町内の生活道路において道路上には民家の枝木が突き出しており、道路を通行するのに大変危険である。近隣住民や区長、衛生委員が注意

してもなかなか受け入れてもらえず、近隣住民は大変頭を悩ませていると。また、住民や区長等から町に連絡があった場合には、町は所有者に通知や訪問をして剪定のお願いをしているとのことだが、何度注意しても改善しない場合には、条例を制定して行政指導をするのが必要であるのではないかと思います。まず1つです。

2番目に、用水路破損時の対応について。町道の用水路の蓋が破損したため、役場都市建設課に写真を提出して対応を求めたが、修繕に約、これ3週間とありますけれども、約2週間ちょっとぐらいかかったと。町道の一部として供用されているにもかかわらず、対応が遅いのではないかと。その間にも事故が起きてしまったらどうするのかということですが。

次、また3番目、たまむら花火大会について。7月16日に3年ぶりのたまむら花火大会が開催されました。先日利根川よりも南側に住む町民に話を聞いたところ、上陽地区での打ち上げになってからは、花火を見ることがなくなったと言っていた。人口割合は上陽地区よりも玉村地区のほうが多く、今回の花火大会についても町民の観客数は町全体の20%ぐらいではないかと考えると、多くの町民に見てもらうためにも、打ち上げ地点を以前のような利根川よりも南側のほうに戻せないかということですが。

次に、4番目です。クリーンセンターにおける粗大ごみの休日の受入れ体制についてです。温暖化のせいか、樹木や雑草の成長が著しく、特に夏の時期は除草作業に大変苦勞している。クリーンセンターでは粗大ごみの土日曜日の受入れは、月二、三回実施しているが、受入日を逃すと伐採した樹木等がたまってしまい、置場に苦慮してしまう。せめて草木の成長期である5月から10月頃までは土日の受入れを月4回ぐらいに増やすことができないかという第1問目の質問でございます。

それでは、以上です。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） それでは、笠原則孝議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、道路上にはみ出している民家の枝木への対応についてお答えします。議員のご質問の中にもあるとおり、道路上にはみ出している枝木等については、現場確認をした上で所有者の方に剪定等をしていただくようお願いをしている状況です。なお、通行者に大きな危険等が生じる場合には、所有者の了解を得てやむを得ず町が道路越境部分の剪定を行うことはありますが、基本的には所有者の方をお願いして対応していただいています。また、町の広報紙にも掲載し、樹木及び雑草の適切な管理について周知しております。

条例の制定につきましては、今後研究してまいりたいと考えておりますが、必要な措置を講ずべきことを命じられたとしても、実際に行っていただけるかは不明確であり、お願いの段階で対応していただけるように粘り強く交渉し、通行人等に被害が及ばないよう適切に対処してまいりたいと考えております。

次に、用水路破損時の対応についてお答えいたします。ご指摘の現場対応経過は、6月30日に笠原議員より連絡を受け、その日のうちに都市建設課職員及び道路補修エリア担当工事業者により現場確認及び補修について打合せを行い、補修費用の見積りを業者へ依頼し、翌日業者より現場に注意喚起のためのコーンを設置しました。7月4日、工事業者から補修費用の見積りが提出されましたので、それを基に補修工事を発注し、実際の補修工事は7月21日から7月29日に行われ、補修工事が完了しました。ご指摘のとおり、連絡を受けてから補修工事が開始されるまでに3週間程度を要しております。

通常、軽微な補修工事は連絡を受けてからすぐに職員が現場を確認し、補修方法を判断します。このとき危険度や緊急性が高い場合は、すぐに仮囲いや鉄板養生など緊急的な対応を業者に指示しますが、緊急性が低い場合には、業者に可能な限り速やかな対応を依頼し、おおむね2週間程度で対応しております。

本現場は職員の判断により、特段の緊急的な対応指示をいたしませんでした。また、業者においても当初工事を予定した日が悪天候により先送りになってしまったことで、工事実施までに3週間を要し、対応が遅れてしまいました。今後も道路通行の安全を第一に考え、道路補修に対応してまいります。

次に、たまむら花火大会についてお答えいたします。まず、今年の花火大会は、新型コロナの影響により3年ぶりに開催することができました。開催に際しましては、地域の方々や厳しい経済情勢の中でも協賛いただきました事業者の方々、関係する多くの方々のご理解、ご協力をいただいて開催できましたこと、この場をお借りして感謝申し上げます。

さて、花火大会につきましては、東毛広域幹線道路の開通に伴い、平成27年から現在の上陽小学校西側に会場を移して、今年で6回目の開催となりました。たまむら花火大会は「田園夢花火」の名前のおり、田園地帯を打ち上げ場所としておりますので、河川敷等を会場にして打ち上げる花火大会と違い、360度どこからでも花火を観覧することができ、水田に映る花火の美しさも一つの特色となっております。また、10号玉の花火を打ち上げるため、迫力のある花火を間近で観覧できることも、たまむら花火大会の魅力となっております。こういった魅力を損なわないことや、10号玉の保安距離を確保できることを条件として現在の打ち上げ地点が選定されました。

玉村町の南側にお住まいの方々にとっては、会場が遠くなってしまった結果となりますが、これらの条件を満たす打ち上げ地点は玉村町の中では限られております。以前のように利根川の南側に打ち上げ地点を移す場合、その場所によっては東毛広域幹線道路の交通規制が必要となる可能性があります。東毛広域幹線道路の交通規制については警察との協議によりますが、仮に交通規制が可能だとしても、通過交通の迂回路の確保及び交通規制の安全確保のために配置する警備員等の増員が予想され、その人員及び予算を確保する必要が生じてきます。

各企業・各区の協賛金及び町補助金等で賄われている花火大会予算の増額は、コロナ禍による経済

状況及び町の財政状況から大変難しい状況であり、このようなことからたまむら花火大会につきましては、今後も上陽地区を打ち上げ会場としたいと考えております。

次に、クリーンセンターにおける粗大ごみの休日の受入れ体制についてお答えいたします。粗大ごみの休日受入れは、基本的に第1、第3土曜日と第2日曜日の月3回実施し、休日でなければ持込みができない住民へ配慮しております。また、引っ越しや年末の大掃除等でごみの持込みが多くなる3月と12月は月1回追加して実施しております。

議員のご質問にもあるとおり、5月から10月までは草木が急激に成長する時期であります。この時期の粗大ごみの受入れ回数を増やしてほしいとの住民からの要望はございません。

また、粗大ごみの休日受入れには計量・受付に4名、荷受けに6名が必要となり、それぞれ業務委託をしております。休日受入れの回数を増やすためには、委託事業者の従業員の増員が必要となり、委託料の増額が見込まれます。

なお、枝木や草につきましては、条件によりごみステーションにも出すことができますので、それらをなるべく利用していただきたく、現状の受入れ回数を継続していきたいと考えております。

◇議長（石内國雄君） 12番笠原則孝議員。

〔12番 笠原則孝君発言〕

◇12番（笠原則孝君） まず第1に、道路上にはみ出している民家の枝木についてなのですが、再三やはり区長のほうから言っても、なかなかやってもらえない。それとあと、一番困るのが空き家なのです。うちのほうも空き家ができまして、その空き家の樹木が大分その道路沿いに出て、通学する中学生、小学生、そのちょうど頭の位置に来てしまって、もし事故でも起きたらしようがないということなので、取りあえずは区としてやりますけれども、やはり区としても限度がありますので、その辺その持ち主である人のところへ行って、私が思うには3回ぐらい、1回というわけにはいかなから、3回ぐらい出してみても、それでも回答がない場合は、しようがないからそれでは町でやりませけれども、そのときはかかる費用はご負担くださいくらいのことをやって、そういうふうにやっていけばいいのではないかと思いますのですけれども、今のところ事故が起きないので、やっていますけれども、言ったからすぐ切るというのはあまりないので、その辺の注意喚起。

この間も正直な話、私が役場に行きましたら、何か切らないということで、嫌がらせではないのだけれども、いろんなものを書かれて、匿名で郵便ポストへ入れられたというので、持ち主が役場へ相談に来ていて、神妙な顔をしていたので、私が聞いたら、実はこういうわけで、もう2回ほど匿名で来ているのだと。正直な話、その匿名で出しても堂々と自分の名前を出せば一番世話がないのだけれども、そのようにやられて、今役場のほうへ来て話をしていたのですけれども、一番悪いのはあなたが切らないのが悪いのだよということはいましたけれども、その辺のところでもトラブルなんかも起きるので、できれば行政のほうからうまい方法で事故が起きないうちに、そのようなものをうまく解決できるような方法を考えていただければと思うのですけれども、副町長、いかがでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 副町長。

〔副町長 萩原保宏君発言〕

◇副町長（萩原保宏君） なかなか枝木の件については難しいところがありまして、やはり法的には強制的に隣の家の木を切ってしまうというのは何か難しいという、違反になってしまうようなことだと思います。私の近所で枝木が道路にはみ出している家がありまして、やはり近所で顔見知りなので、直接私は言いましたけれども、すぐ切っていただきました。ただ、本当に顔見知りでなくて、新しいといえますか、転入者で、やはり隣近所でトラブルを起こしたくないという気持ちも分かりますので、そのようなときには役場のほうに遠慮なくご連絡をいただきまして、町のほうから間に入って注意を促すというのがベストだと考えております。なかなか切っていただけない家もあると思いますが、根気強く促していくということで対応していきたいと考えております。

◇議長（石内國雄君） 12番笠原則孝議員。

〔12番 笠原則孝君発言〕

◇12番（笠原則孝君） 今、副町長の意見で大分よく分かりましたけれども、一番困るのは、この空き家なのですけれども、空き家のほうがもしそのようなことになったら、うちのほうでも1件出たしまったのだけれども、どのように対処したらいいのだから、ちょっと町のほうにお聞きしたいのですが。誰でもいいです。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

空き家のほうも町の空き家対策として、そういった周囲に迷惑をかけているような防犯上危険とか、そういったもので、その場合空き家ですから本人はその場にいませんので、町の情報、税務情報等を見て、そういった町外にいる方とか、相続人の方とか、そういったところに連絡を取るようにはしております。

◇議長（石内國雄君） 12番笠原則孝議員。

〔12番 笠原則孝君発言〕

◇12番（笠原則孝君） なるべくトラブルが起きないように、そしてまた事故も起きないように、スムーズに住んでよい町玉村町ということなので、ちょっとしたそんなつまらないことが起きても困るので、その辺のほうはひとつ役場のほうでうまく調整していただければ結構だと思います。

その次に、では2番目の用水路に行きます。何でこれを申したかといいますと、ちょっとやってもらったほうには申し訳ないのですけれども、一時上陽の下のほうで事故がありましたよね。アスファルトがくぼんでしまってどうのこうのといったら、何か車が壊れてしまったというのが、たしかもう今から七、八年前かな、頃にあって、大変なことがあったと。だから、一番心配しているのがそれなのです。

今何か知らないけれども、ちょっとでもすると、みんな行政のほうとかそちらのほうへ自分の責任の義務を果たさないで、権利ばかり主張する人がはっきり言って物すごく多いのです。やはりそんなのがあるから、ちょっとでも傷むと、ああ、これは町が悪いのだからとなるから、そういうところをあまりつかれないように、できればもしそういうことが起きたとき、自転車でも何か入ってしまって、転がってしまってこうだなんていうことも起きるから、できればそういうのは当初これコーンでも置いてやってもらったのだけれども、だからなるべくもしそういうのが出た場合、道路上に起きたらもう以前その賠償も負わされていますので、町としても。その辺を考慮して、迅速にスムーズに処理できるようにということが願いなのですが、高橋課長、いかがでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

当然のことながら、その壊れたものによってけが人が出たり、交通事故とかあつては困りますので、そういった対応として一時回避できるようなそういったコーンとか、目立つ工事用の馬とか、そういったものを置いて補修が終わるまでは注意を引くような形を取るようしております。

また、損害賠償等があつては困りますので、そういうことのないように注意を払っていきたいと思っております。

◇議長（石内國雄君） 12番笠原則孝議員。

〔12番 笠原則孝君発言〕

◇12番（笠原則孝君） できればなるべくそのようにして、正直な話、どこかの昔のあれではないけれども、「すぐやる課」というような感じで、もし依頼されたらば、あまり放置しないで即対応というような方法で進めていってもらえればいいのではないかと思います。

それと、次にたまむら花火大会。正直な話、今聞きましたら、これが6回目。6回目ということは、これ6回打ち上げたのですか。それとも回数にして6回で、何か3回ほど休んでいるので、その点は町長どうなのですか。

◇議長（石内國雄君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） 6回目の上陽地区での打ち上げという形になります。

◇議長（石内國雄君） 12番笠原則孝議員。

〔12番 笠原則孝君発言〕

◇12番（笠原則孝君） ということは、それに3回できなかつたのでしたっけ。3回できなかつたから、プラスの9年目となってしまうわけですか、ちょうど移動して。2回か。それでは、9年ではなく8年だね。分かりました。

それで、やはりいろいろ聞いてみると、何だか知らないけれども、新町の花火のほうがいいよなん

て言っている人がいるのだよね。南側のほうの人は、対岸から見ると、正直な話、ああ、あそこまで行って、橋であんな思いをして40分かかって帰ってくるのだったら、ちょっと待っていれば新町の花火がそっくり見えるよと。はっきり言ってそれはもう本当のことなのです。そんなことを言っている人がいるので、打ち上げ場所、田園で一番難しいのだと思うのだけれども、ちょっと予算がないからできないかなと思うのだけれども、前回のとき、警察のほうもはっきり言って、その管理するのが大変なので、整備のほうで。やっているか知らないけれども、だから一回そのちょっと冗談で言ったことがあるのです。では、青森のお祭りがありますよね。あれなんか国道4号線止めてしまうわけですよね。それで、あのおりやっているわけ。

正直な話、ここは二重国道だから、土曜日なのです。私調べたら、土曜日は貨物車は通らないのです、ほとんど。正直な話。スーパーに行くトラックの4トン車が通るぐらいで、大きいのはほとんど通りません。ということは、あと乗用車なのです。芝根のところにあんない道路が今度できたから、あそこで迂回させてずっと行って道の駅のところで行けばいいのではないかなと思うのだけれども、僅か2時間だから、そうすれば何とかなのではないかなと思うのだけれども、あとは伊勢崎警察のほうはどう考えているか知らないけれども、面倒くさいからやらないのだと言われればそれまで。そういうことを言うと、文化がみんな消滅していつてしまうから、青森のあの祭りなんかすごいでしょう、ねぶたなんていうのは。あれ弘前だってそうですよ。物すごい道路を止めてしまうのだから。あれでやるくらいだから、東北のほうの人の言う夏のお祭りと、関東の人のお祭りの熱の入れようが違いますけれども、東北の場合はどうしても雪が降るから、夏場しかできないと、冬場は無理だということなのだと思うのですけれども、その辺がどうかと思うのですけれども、ひとつ検討を加えてみて、伊勢崎警察署の署長も替わったことだし、話をしてみたらいかがかなと思うのですが、そんな点どうでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） お答えいたします。

交通量の話で、今非常に東毛広域幹線道路、27年のときにはおおよそですけれども、1万8,000台ほどの通過交通があったということで、今それよりも増えているのではないかというふうにも推測されます。その中で、今お話のような迂回路を用意するというようなことになりますと、やはり予算の関係も増えてくることが予想されるということで、できますれば今この以前に消防署の近くでやられたものを上陽小学校西側に移したというその経緯もございますので、今後また同じ場所で大会につきましては開催させていただければというふうには考えております。

◇議長（石内國雄君） 12番笠原則孝議員。

〔12番 笠原則孝君発言〕

◇12番（笠原則孝君） 非常に向こうでも場所的にはいいのですけれども、橋が相当混んでしまう

らしいのです。はっきり言って、2本あるのだけれども、橋を渡るのに40分以上かかったよということなので、だから橋のことを考えると、今度はこっちになった場合は、さほどないのではないかな。迂回するところがちょっと難しいというけれども、下之宮の信号のところと出たところの芝根の工業団地のところとあとはずっと行って三和食堂、それと四つ角のところとそれから向こうくらいでやればさほど、ほとんどもう大型は通らないから、乗用車が多いのですよ、はっきり言って。調べてみれば分かります。土曜日は本当に大型は通りません。ほとんど乗用車のレジャーの車です。

だから、その辺を考慮して、ちょっと研究してみるというか、幾らかそこのほうを一回調査してみても、土曜日がどんなものかということをやってみてから、すぐでもないですけども、やはりこれだけのものを立ち上げて、もう三十何年たっていることだから、やはりこのまま消滅させて、いろいろ住民があまり見ないで、あれでは前橋市の花火だと言っている人がいるし、伊勢崎市ではうん、うちはいいのだよ、稲荷町へ行けばすぐ見えるのだからなんて言っているの、玉村町の人間よりも前橋市と伊勢崎市の人間のほうが多く観戦しているのではないかなというようなことを受けてしまうので、そんなことのないように。皮肉にもさっき言いましたけれども、あれだったら、新町の花火を対岸から見たほうがよっぽどいいよと。それとも20日になれば、今度岩鼻の花火が上がるのだからと、そんなことを言っている人もいますので、その辺をちょっとまた考えてみて、やはり皆さんが楽に行けて、楽しめる方法を考えていただければいいのではないかと思うので、ひとつ検討の余地があると思うので、ちょっと検討してみてください。

◇議長（石内國雄君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） 打ち上げる玉の大きさ、それから交通量、そういったものも含めて、今回上げさせていただいたところの反省も含めて、いろいろご意見があろうかというふうには承知をしております。花火大会、実行委員会という形でも開催しているところでもございますので、また多くの方のご意見を伺った中で、次回以降に向けて話は検討させていただければというふうに考えております。

◇議長（石内國雄君） 12番笠原則孝議員。

〔12番 笠原則孝君発言〕

◇12番（笠原則孝君） それに付け加えると、ちょうど打ち上げる花火のその北端から前橋市まで400メートルしかないのです、あそこ調べたら。何だ、これほど。400メートルといえば橋を渡れないではないかというような感じになってしまうので、ひとつその辺もまたよく考えていただければいいと思います。

では、次には、今度はクリーンセンターにおける粗大ごみの休日の受入れについて。大分やってくれているのですけれども、中には言ったのだけれども、土日しか休めないの、それがちょうどクリーンセンターが休みになってしまうと。今聞きましたら、その受入れの体制が大分その人数を使うと。

恐らくこれは中高年事業団かどこかに下請に出してやっていると思うのですけれども、その辺をいろいろ考慮して、そんなでもないけれども、月2回ぐらいで土曜日辺りの2回ぐらいでできないかなと、5月から。そうでないと、やはり勤めに行っている人はどうしても土日でないといえぬといふことなので、幾らか私のところでも何とかならないかいと来ているので、いい方法があればいいのだけれども。

今、町長が言いまして、生活ごみのほうへ出せると言うけれども、あれもそんなに太いものでは駄目で、長さも約50センチぐらいに切って、ひもで縛って出さなければ駄目だと。ところが、ちょっと太いのを切ると、やっぱりクリーンセンターに持込みの場合は2メートル以内であれば、直径があれですか、20センチ以内であれば大丈夫だということなので、その辺のことも考慮して、ちょっと時間かかるかもしれないけれども、どっちみち炉のほうも大分かけてやるので、あの場合はどうしてもそのまま燃さないで野積みなのですよね。持って行って、ほとんど空いているところへ積んでおくと。それで枯れてから大分容積がちっちゃくなって、それから燃すというようなことなので、その辺はもう一度考えていただければいいのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） お答えいたします。

粗大ごみの休日受入れ、こちら粗大ごみの持込み制度を始めたときから休日のサラリーマンの方の利便性を高めるために行っております。議員からご質問のとおり、毎月土曜、日曜で3回やっているわけですが、ただ町長の答弁にもありましたとおり、年末と年度末、特にお引越等が多い場合には、1回増やして利便性を高めるようにしております。枝木、確かに最近持込み量が大変増えているのですけれども、ただクリーンセンターのほうへ直接もう一回何とか増やしてくれというようなお話は担当のほうから、今のところは聞いておりませんので、皆さん何とか今のルールにのっとってお持込みをいただいているのかなというふうに思っております。

受入れにつきましては、受入れ計量の部分、計量のところで事務所に現在4人いて、搬入のときの誘導とかもしております。なるべく早めに場内に入らせていただいて、荷下ろしができるように受付のところに4名、そして荷下ろしのところで6名体制で、交代ももちろんしておりますけれども、やっております。大変人数も必要な業務であります。そちらをまた月に1回増やすとなると、それなりの人員も確保しなくてはいけません、こちら費用の面もさることながら、新たに人員を増やすというのは、最近のクリーンセンター関係の求人等も何度かかけているようではございますけれども、なかなか集まらない。人手不足が慢性化している中で、そちらを増やすということもまた大変なことになりますので、現状受入れ回数を増やすことは難しいというふうに考えております。

先ほどの議員がおっしゃったステーションに出していただくということも、もちろん条件がありますけれども、そちらに合致するようなものはなるべくそちらに出していただいて、それ以外のステー

ションに出せない粗大ごみにつきましては、今までどおり早めにスケジュールを立てていただいて、早めの予約をしていただければ、クリーンセンターのほうで荷下ろしもお手伝いしながら受入れいたしますので、何とかそれで継続していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

◇議長（石内國雄君） 12番笠原則孝議員。

〔12番 笠原則孝君発言〕

◇12番（笠原則孝君） それで、今やはり費用もかかるということなので、できれば一番月曜から金曜日までの間の受入日が少ない曜日が必ずあると思うのです。その日を休みにして、土曜か日曜に出ているという方法を何か取ったらいかがなものなのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 平日クリーンセンターをお休みにするということは、まず焼却のほうは24時間ずっとやっておりますので、お休みはできません。粗大ごみの関係も、大変持込み、平日でも多いものですから、何曜日が少ないとかということも特にありませんので、平日の受入れを止めるということも現状では難しいというふうに思います。

◇議長（石内國雄君） 12番笠原則孝議員。

〔12番 笠原則孝君発言〕

◇12番（笠原則孝君） 分かりました。では、なるべく効率よく行えるようにひとつよろしくお願いいたします。

それで、コロナもはやっていることだから、まだ時間はあるのですけれども、私はこれで切り上げます。

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。2時45分に再開いたします。

午後2時32分休憩

午後2時45分再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

◇議長（石内國雄君） 次に、6番月田均議員の発言を許します。

〔6番 月田 均君登壇〕

◇6番（月田 均君） 議席番号6番月田均です。議長の許しを得ましたので、通告書に基づき一般質問を行います。

毎年この時期になると、今年の夏は暑かったと思い返すのですが、今年は特別でした。猛暑、酷暑

などと言われましたが、それ以外の表現では激暑、炎暑、極暑などあるようです。好きになれない言葉です。これからは秋晴れの爽やかな季節が早く来ることを期待して、一般質問を開始します。

第1の質問、令和4年度に計画した事業の進捗についてお聞きします。先週の日曜日、車で町なかを一回りしました。上陽分団の工事現場は、周りが鉄板の壁で覆われていました。壁の隙間から中をのぞいてみました。従来の建物は解体され、更地になっていましたが、その後の工事は進んでいませんでした。芝根小学校の防災井戸の工事は、全く始まっていません。また、道の駅玉村宿の駐車場拡張工事、土砂が搬入され、碎石が敷き詰められ、すぐにもアスファルト舗装が始まるように見えました。これら事業の進捗状況をお聞きします。また、緊急経済対策住宅等リフォーム支援事業、下水道接続工事にも使用可能ということで、接続件数の増加を期待していますが、接続工事の状況はどのようになっていますか。

第2の質問、防災マップについて。8月に入り、北陸から東北、北海道にかけて豪雨災害が発生した。気候変動で災害の発生が強まっており、災害に対する備えの必要性を強く感じます。ところで、今年度新たに総合防災マップの作成に取り組んでいると聞きますが、この総合防災マップはどのようなものか。4年前に発行された従来の総合防災マップとの違いは何か。

第3の質問、高耐久性アスファルトの採用について。町内道路の停止線が薄くなっているところが多く、気になります。道路の劣化も気になります。6月の新聞報道で「ペットボトルで道路を強く、耐久性5倍に」という記事がありました。廃棄されたペットボトルなどに含まれる素材を原料として活用し、道路の耐久性を高めるものであり、修繕回数の低減と舗装サイクルコストの低減が期待されていました。他の自治体で採用しているところがあるとのこと。玉村町においてもこの高耐久性アスファルトの採用の検討をしたらどうか。

第4の質問、特殊詐欺対策について。この頃、町から特殊詐欺への注意喚起メールが入ってきます。特殊詐欺が多く発生しているのではないですか。町は現状をどのように把握し、またその対応についてお聞きしたい。

以上で第1回目の質問を終わります。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 月田均議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、今年度計画した事業の進捗状況についてお答えいたします。まず、1点目の上陽分団詰所の建設事業の進捗状況についてでございますが、6月定例会において、工事請負契約の締結についてご議決いただいた後、着工し、現在は来年1月10日の工期内完成に向けて順調に進捗しているものと認識しております。

次に、2点目の芝根小学校内の防災井戸整備事業の進捗状況についてでございますが、防災井戸の削井工事、これは小学校の夏休み期間を利用して実施し、業者による施工は8月末で完了しております。

す。今後、町の完成検査の後に、引渡しとなる予定でございます。

次に、3点目の道の駅玉村宿駐車場拡張事業の進捗状況についてお答えいたします。道の駅駐車場拡張事業については、昨年度までに農振除外、用地取得、詳細設計などを済ませ、今年度と来年度の2か年工事で完成させる予定となっております。今年度は、地盤改良するために砕石を入れ路盤まで施工し、また雨水処理をするための側溝を敷設しました。来年度は、アスファルトにより表層工、安全対策としてフェンス、外灯などを設置し、できる限り早期に開放したいと思っております。

次に、4点目の緊急経済対策住宅等リフォーム支援事業を活用した下水道接続工事の実施状況についてお答えいたします。リフォーム支援事業については、広報たまむら、町ホームページにおいて事業概要をお知らせするとともに、下水道接続工事が補助対象となることを周知しています。7月1日から申請受付が始まっていますが、担当課に確認したところ、8月19日時点の状況は全体の申請件数310件のうち下水道接続工事に関するものが43件で、申請件数の約14%を下水道接続工事が占めています。

また、リフォーム支援事業を十分に活用していただくため、未接続世帯に対しリフォーム支援事業を活用した早期接続の依頼通知を順次発送しています。通知文の効果により、今後申請件数が増えることが見込まれます。

未接続世帯を減らすことは重要な政策課題です。多くの方に公共下水道を利用していただくことで投資効果が十分発揮され、公共用水域の水質保全や公衆衛生の向上につながります。また、接続件数を増やし、下水道使用料の増収を図ることが下水道会計の安定経営に寄与します。リフォーム支援事業の有効活用により、接続件数が増加することを期待しています。

次に、新たに作成する総合防災マップはどのようなものかについてお答えいたします。まず、防災マップとは、災害時の避難場所や公共施設などを示した地図であり、災害の種別は問わない地図のことです。また、ハザードマップとは、災害の被害予測図のことで、災害の種別ごとに作成するものとなります。

町では、この防災マップとハザードマップの両方をまとめたものを総合防災マップとして作成しており、現行の玉村町総合防災マップは平成30年3月に発行したものでございます。

今年度作成する総合防災マップと従来の総合防災マップとの違いについては、大きく2点ございます。1点目といたしましては、従来の総合防災マップでは、利根川と烏川の両河川について洪水浸水想定情報を反映していましたが、新たに作成する総合防災マップでは、利根川、烏川に加えて、滝川と藤川の洪水浸水想定情報についても反映することとしております。

大きな違いの2点目といたしましては、外国語版を作成することです。外国語版の総合防災マップは、外国人にも分かりやすいよう、日本語版から最低限必要な情報を集約した概要版とし、英語版、中国語版、ポルトガル語版、ベトナム語版の4か国の言語について作成いたします。そのほか、近年の頻発、激甚化する災害により変化している避難に関する情報や災害への備えといった基本

的な情報をより充実させ、作成したいと考えております。

次に、高耐久性アスファルトの採用についてお答えします。玉村町においても道路アスファルトの打換えを行う場合、道路状況により各種のアスファルト合材を考慮し施工しております。

今回議員のご提案のペットボトル廃材を原料とするアスファルトの採用実績はありませんが、例えば大型車の交通量が多い交差点内などで大型車両のタイヤのわだちがでやすい場所などは、わだちがでにくい改質アスファルトを使用し施工する場合があります。

玉村町の町道の多くは、住宅の出入りに面した生活道路がほとんどで、通常一般的な再生アスファルトで施工しております。高耐久性アスファルトは通常のアスファルトより材料費が高額となることや、生活道路では工事施工後15年から20年程度経過した後がおおよその全面打換え時期と思われませんが、その間に道路に面した家の新築や建て替え等による水道や下水道取り出し工事など、部分的工事による舗装面の復旧が多数行われます。そのため高耐久性アスファルト舗装などの特殊アスファルトは部分的な復旧が多くなる道路ではあまり効果がないと思われ、一般的なアスファルト舗装で施工することがほとんどです。一方で、幹線道路の舗装施工については、道路の特性、交通量、ライフサイクルコストなどを考慮しながら、高耐久性アスファルト等の舗装新技術の採用について舗装修繕計画の段階で検討していきたいと考えております。

次に、特殊詐欺への対応についてお答えいたします。群馬県内では、7月の特殊詐欺の被害件数、被害額とも増加傾向にあり、町内におきましても高齢女性が400万円をだまし取られた事件が発生しております。

伊勢崎警察署では地域を巡回し、戸別訪問を実施するなどの対策を強化しておりますが、8月16日に伊勢崎警察署生活安全課長が来庁し、直接住民への注意喚起の依頼がございました。町といたしましても、特殊詐欺を未然に防ぐことは住民の財産を守る上で大変重要なことであると考えており、以前より群馬県警からの情報を「メルたま」を通じて発信しております。また、8月の民生委員児童委員定例会において、民生委員・児童委員に対し情報提供を行い、独り暮らしの高齢者宅等を訪問する際に周知していただくようお願いいたしました。さらに、広報たまむら10月号へ関連記事を掲載して、広く住民に注意喚起を行います。

また、電話の着信音が鳴る前に「この電話は通話内容が録音されます」とメッセージが流れる自動通話録音機が特殊詐欺防止に有効とされており、町では自動通話録音機の購入に補助金を交付しております。補助金制度の周知は、広報たまむら6月号でお知らせしておりますが、改めて特殊詐欺の注意喚起と自動通話録音機の補助事業について10月号の広報に掲載し、町民が特殊詐欺の被害に遭わないよう周知してまいります。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） では、自席から質問いたします。

上陽分団に関しては、もう進むということでした。

芝根小学校の防災井戸は終わっているということですが、私は全く気がつきませんでした。どこに設置されたのですか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） お答えいたします。

芝根小学校の南側の門、あちらから入って動物の飼育小屋があるその南側になります。そちらにポンプと、あと今現在、柵が一応その周りを張り巡らせてあって、容易に入れないようにということではしております。そちらの工事の完成については、もう確認はしております。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 見ていないので、何とも言えないのですけれども、防災井戸というと、モーターで水をくみ上げる、それとも手でくみ上げるものなのですか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） こちらの防災井戸につきましては、停電時でも水のほうがかくめるように手のポンプ、昔ながらのこういうガッチャンというようなやつをつけております。防災井戸は大抵そういったものをつけるのがほとんどであります。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 分かりました。

道の駅の駐車場なのですから、今年ではなくて、来年度舗装するという話なのですか。ちょっとよく聞いていなかったもので、もう一度教えてください。

◇議長（石内國雄君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） 道の駅の南側駐車場につきましては、昨年度に設計した段階で、その際に地質の調査そのものもやった経緯がございます。その中で非常に地盤とすると緩いというような結果が出ておまして、一旦全部上まで舗装してしまいますと、またそこから沈下する可能性もあるということから、今年度につきましては路盤まで施工する。どの程度沈み込むかというのはちょっと不明な点もございますけれども、沈み込んでもその後、来年度にはその上にアスファルトを乗せられるというようなところで、2か年に分けてということの計画で進めているところでございます。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 私が最初聞いていたのは、去年、土地を買って造るかと思ったら、土地が軟らかいので、今年ちょっと時間をかけるという話だったのですけれども、もう一年かかるということで、早めに作業をしてもらいたいなというところです。

あとは、リフォームの件で、43件話があったということで、進んでいるかなと思うのですが、手紙か何かを接続していない家庭に送るという話があったのですが、それは今やっているところ、それとももう完了した、どんな状態なのか。

◇議長（石内國雄君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 金子忠雄君発言〕

◇上下水道課長（金子忠雄君） お答えします。

6月10日の全員協議会のほうでチラシとあと下水道のしおりですか、こちらのほうを未接続世帯のほうに配付して回りたいというお話があったと思うのですが、その後の経過なのですが、今現状は1,000世帯ぐらいに配付済みであるというようなことです。地区を割って配付しているところです。今現在、配付が終わっているところが下新田、上飯島、上新田、与六分、八幡原、宇貫、上之手、角淵、南玉、福島という形で全体的には3,000ぐらいを予想しているのですが、その都度地区ごとに数を出して、アパート等を削ったりやっているものですから、順次正確な数字が分かってくるといって、今のところ3分の1の1,000通程度を発送しているという状況であります。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） よく接続率が何%というので、86%だとか、89%と言っていたのだけれども、その中で3,000世帯ぐらいの接続可能なものが86%ぐらいあったとして、その中で3,000件ぐらいがまだ接続していないというふうに判断すればよろしいのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 金子忠雄君発言〕

◇上下水道課長（金子忠雄君） 下水道の下水道処理人口普及率というもので、全国的には捉えている状況なのですが、令和3年度末で88.9%ということでご報告させていただいているところです。こちらのほうは、下水道の設備の工事が完了して接続可能な区域にお住まいの人口をはかって、それでパーセントを出しているというような状況になりますので、そちらとは実際の数字は乖離しているというような状況であります。3,000件を選んだのは、上下水道システムで水道料金だけ払っている世帯、それから水道料と下水道使用料を両方払っている世帯というのが分かりますので、水道料だけを払っているお宅をメインに拾って、その後アパート等、それから企業等を抜き出して行くと、あとは今後は飯倉、五料さんですか、まだ整備が終わっていないところがございますので、その地区を除いていくような形というのですか、そういったことを考えて数字を最終的には確定していくような状況になっております。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） そうしますと、実際の接続率は88.9%でなくて、70%ぐらいかなというふうに私は感じているのですけれども、間違っていますか。

◇議長（石内國雄君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 金子忠雄君発言〕

◇上下水道課長（金子忠雄君） 現在こちらで捉えているのが、一応先ほど言ったような数字から想像しますと、76%ぐらいが接続済みではないかというようなことで考えております。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） では、防災マップについてお聞きします。

今度新しく作るのが利根川、烏川だけではなくて、滝川、藤川も加味した防災マップができるということで期待しているところなのですが、実は4年前の6月議会で私は、防災マップについて質問をしたのです。そのときに、水位の図が赤っぽくて非常に分かりにくいと。前のは、以前は水だということで、青を基準に作っていたのですが、赤になって分かりにくいということで、質問しました。回答は、たしかこれは国土交通省で策定した水害ハザードマップの作成手引の標準色を採用したということで、しょうがないのかなということで感じていたのですが、何か色も変えるという話も聞いたのですけれども、その辺はどうなるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） お答えいたします。

先ほどのご質問のとおり、こちらの総合防災マップの中のハザードマップ、国土交通省の手引の色を採用して作っておりました。色弱の方に配慮したものということなのですが、確かにこちらぱっと見たときに、浸水深がなかなか分かりづらい、よく見ないと違いが分からない部分もありますので、今度作るものに関しましては、色弱の方への配慮というのは若干後退するような形にはなりませんけれども、誰もがぱっと見て自分のうちの浸水深がどのくらいあるのかというのが分かりやすいような色分けにはしていこうというふうに考えております。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 具体的には、この前のハザードマップのような色になるのですか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 色の分け方につきましては、まだ具体的に何色にするというのは決

めておりません。今後、業者のほうとも協議しながら、また全国のものとかもいろいろとデータのほうはホームページ等で見られますので、そんな中からどの色がぱっと見で分かるような色なのかというのも研究しながら決めていきたいというふうに思っています。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） ぜひ検討してもらいたいのですが、これは、例えばこの間、伊勢崎市の防災マップの新しいものができたので、見たのですけれども、やはり従来、今までと同じような赤を基準に作っているの、国から来るデータ自体がもう色がついているのとは違うのですか、これは。自由にいじれるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 国土交通省が作っているハザードマップ、全国の河川について作っているわけですが、それはこちらの色でできております。ただ、そちらの色を変えるのは任意でできますので、変えていきたいなというふうに思っています。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） ぜひ検討してください。

私がすごく気になるのが、ここに水位が5段階表示になっているのです。よく見ていくと、5段階でも一番高いところは10メートルから20メートル浸水するというのだけれども、どこを見てもその10メートルから20メートルの浸水のところがないので、これは要らないのではないかと私は思って、実際問題として利根川の陸でたしか大泉町かな、大泉町の防災マップは4段階で書いてあって、すごく分かりやすかったのですけれども、この辺はどうなのですか。本当にないのではないかと、10メートルから20メートルは、その図面の中には。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） こちらの最大浸水被害想定、1000年確率と言われているものの中にも、玉村町はたしかこの一番上の10メートルから20メートル未満というのはなかったと認識しております。ご意見いただいたことも参考にさせていただきながら、この凡例のほうももちろん色が変わるので、こちら作り直しますので、そちらも検討したいと思います。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） ぜひお願いいたします。

もう一つ気になった点があるのです。家屋倒壊等氾濫想定区域というのがあるのですけれども、点

点点がつくのですよね。ただ、玉村町の場合にはその背景に色がついている。ただ、伊勢崎市とか大泉町は色がついていない。ということは、どんなところでも氾濫というのは起きるわけだから、これは背景に色があるというのは、私はおかしいと思うのですけれども、背景はクリアなはずなのだけども。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） こちらは浸水深も含めて、両方のデータを載せているものです。でするので、また白地になってしまいますと、今現在のものと、浸水が想定されないという地域になってしまいますので、そちらの表記のこともまた今後研究していきたいと思います。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 私が言ったのは、いわゆる何色か色の違いがあるのだけれども、その上に点を打てばいいのであって、この浸水想定区域だけ違う色でというのはおかしいなというところで、他の自治体なんかも全部これはそういうふうの色をつけていない。つけていないというか、従来の色のところに点を打っている感じでやっているの、この辺はぜひ修正していただきたいと思います。以上です。

次、第3の質問、高耐久性アスファルト。これ幹線道路なんかには使えるのだからという話なのですが、私は思うのですけれども、今、南小学校の前に103号線の工事をしているのですけれども、去年かな、舗装して、今年も舗装する予定になっていますけれども、ちょうど比較しやすいと思うのです。1年前と後ということで。この103号線に高耐久性アスファルトの採用をしてみたらどうかと思ったのですけれども、どうでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

町道103号線、南小学校のところ。昨年もやって、今年も行う予定です。そちらについては、修繕計画に基づいて、工法としては路上再生工法ということで、アスファルトを取って下の路盤をセメント系のものと混ぜて固めて、またアスファルトをやるというものです。こちらについては、起債事業であったり、一部国庫については補助金をいただいたりして施工しているところです。

こちらの新しい、月田議員さんの提案の高耐久性アスファルトなのですけれども、コスト的には3倍、耐久性はもちろん5倍というふうなことでありますので、今回の南小のところについては、もう設計が終わっている段階ですので、これについては今後交差点の付近とか、あまり集落に面していないところ、こちらの道路の特性という観点で、それから交通量、ライフサイクルコストを考慮して使えるところがあれば使っていければとは思っています。どうしても道路の交差点の付近は、ブレーキをか

けたり、発進したり、特に大型車なのですけれども、曲がるときにはひねりが入ったりで、舗装に負担がかなり大きくかかりますので、傷みやすいということもありますので、そういったところの交差点部、そういったところに使う機会があれば使いたいとは思っております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 資料を見ますと、この高耐久性アスファルトだけでなく、他メーカーも高耐久性アスファルトというのを随分広告で出しているのですけれども、今現在、使う予定とすれば、交差点とかそういうところの長さ150メートルとか、20メートルとか、そういうところには使える可能性は十分あるのですか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） この合材、調べましたら玉村町にもあります。前田道路さんとかにもプラントとかあって、加工できるということなのです。過去には前田道路さんの特性のあるコンクリート系の舗装ということで、下茂木の一部とあと新田、場所的には甲斐板金さんがあるところ、そのところを30メートルぐらいとか、2か所ほど、昔ですけれども、やった経緯があります。ですから、部分的にそういった負荷のかかるところを中心に、高いものですから、やっていくと。環境にも優しいということですので、取り入れられれば取り入れていきたいということです。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 採用を検討してみてもいいと思うのですけれども、まずここで使っているのが静岡県の磐田市というところで、サッカーをやっているところですね、あそこが使っている。あとは個人で使っているというか、メーカー等で使っているところがあるようなのですけれども、うまく話をつければその実証実験をやるとすれば、ああいうメーカーも地方自治体がやればということで、乗ってくるような気がするのですけれども、何か早めにやるようなことは考えられますか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） 町のほうは先ほど述べたとおり、そういった交差点部の一部分に関して、特に傷みがひどい場所というところで使えるのであれば使っていきたいということで、静岡県の磐田市も一部、こちらも試験的に使っているのだと思います。

あと、民間ではウエルシアさんですか、の駐車場ということで使っているようなのですけれども、この内情を聞くと、ウエルシアさん、こちら花王の商品というか、大手企業ですので、そういった企

業間の関連というか、そういうものもあるようなので、使った経緯があると聞きました。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 早めに検討してもらいたい。

また、見ると黒い色が長く維持されて、白線が認識しやすいということなので、交差点なんかで白線がというか、その辺の横断歩道の線が消えることが多いのですけれども、ああいうところに使えばなかなかいい結果が出るのではないかと思うので、ぜひ採用を進めていただきたいと思います。

次に、特殊詐欺なのですが、広報の10月号に記載するという話なのですけれども、具体的にはどんな内容で、どのぐらいの紙面を使って出すのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） こちらは町長の答弁にもありましたとおり、8月の16日に伊勢崎の警察、生活安全課長が来庁しまして、広報に載せていただけないかというようなお願いで来ていただきました。新聞とか群馬テレビとかでも報道されているのですけれども、このチラシをお持ちいただきました。標語のようなもの、「特殊詐欺に注意、暗証番号を聞くのは犯人だけ」という、こういう文句のついたチラシを県警が作ったので、こちらのPRを含めて特殊詐欺の注意喚起をしていただきたいということでありました。ですので、現状とあとはこちらのチラシの内容、あとは自動通話録音機の購入補助、こちらの3つの主なテーマで広報のほうに載せることで考えております。

紙面につきましては、広報の紙面の関係がありますので、今現在、どのぐらいの紙面になるのかというのは確定ではないのですけれども、A4のページの半分は使えるというような話もいただいておりますので、その中で必要な情報を届けられたらというふうに考えています。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 防犯機能つき電話ということで、今も出しているのですけれども、よく考えると、確かに今までは電話が多かったけれども、ここ一、二年、半年ぐらいですか、ショートメールとか、SNSというものなんかを非常に活発に皆さん使っていますよね。だから、そういう面でそういうものに遭遇してしまう危険性が非常に上がっていると思うのです。

実は私もフェイスブックをやっているのですが、フェイスブックをやっていると、何か訳の分からない人からいっぱい来ますけれども、無視しているのですけれども、たまたまオーストラリアのもう80過ぎのおばあさんから、顔は見たので、ボタンを押したら、私は日本で生まれて、今オーストラリアにいるのだけれども、非常に事業で成功してお金がいっぱいあったと。ただ、もうがんになったので、あと数か月しか生きられないと。何とか日本に寄附したいということで、探してほしいとか、

そういう話が来て、へえっと思ったのですけれども、実に町長に言ったら、「月田さん、あんたにも来てるんかい。こういうのは危ないんだよ」という話で、「いや、よかった」と思ったのですけれども、そういった手口で、今はURLをクリックしてはいけないとか、そういうのではなくて、具体的に彼らはもっと非常に賢いよね。我々よりはるかに優秀な連中がやっていると思うのです。だから、普通にやると勝負しても負けてしまう。だから、そういった事例をもっとあれこれ出してもらって、半分のページではなくて1ページぐらい使って、やってもらったほうが私はいいと思う。

だって、消費生活センターの豆知識というのだって、広報で毎月やっていますけれども、そうではなくて、やはり事例をやって、ああいうのがある、こういうのがあるといったのではないと、やはり知能犯ですから、なかなか難しいと思うのですけれども、どうなのですか。その辺は内容を変えて、もう少し見直ししてもらえればなと私は思っているのですけれども。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 月田議員のおっしゃられるとおり、本当に特殊詐欺、多岐にわたっております。特殊詐欺と言われるもの、以前はオレオレ詐欺くらいなものだったのですけれども、今、特殊詐欺と言われているものは、オレオレ詐欺のほかに預貯金詐欺、架空料金請求詐欺、還付金詐欺、融資保証金詐欺、金融商品、ギャンブル、交際あっせん、その他ということで、とにかくたくさん種類がありまして、それを全てこういうものはこういう事例を挙げてというのはなかなか難しく、広報も紙面の都合がありますので、難しいと思われまます。

特殊詐欺の被害の割合を見ますと、65歳以上の方が9割、60からも含めると95%くらいになるという統計が出ております。そうなりますと、やはり電話を使われる方が圧倒的だと思いますので、現状の今の今度の広報につきましては、そのオレオレ詐欺、電話による詐欺のほうの注意喚起をメインにしていきたいと思ひます。

ただ、確かに私のところというか、いろいろな方法でショートメールが来たりとかもしておりますので、そういったものの注意喚起も今後は必要なのかなというふうには考えます。ただ、その辺につきましては、テレビ、新聞、いろいろなところで繰り返し報道されておりますので、そういったものも含めまして今後の研究課題なのかなというふうに思ひます。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 分かりました。ただ、消費生活センターの部門がありますよね。毎月書いている豆知識というのがあるのだけれども、そこをしてみると、確かにその買った商品の問題がほとんどであって、特殊詐欺に関してはほとんどないのですけれども、ああいう豆知識という紙面を使って適宜こういうものがあるのだということをやはり毎回毎回くどく伝える必要があると思うの

ですけれども、少し消費生活センターの注意喚起に関しては、私はその辺が足りないなと思っているのですけれども、どうでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） お答えいたします。

消費生活センターにつきましても、今特殊詐欺というような話の中で、最近は少なくなっておりますけれども、令和元年の頃は架空請求のはがきが非常に多く送付されていたというようなことでご相談を承っております。

ただ、ご相談をされる方、これはその方ご自身が、これは怪しいのではないかというような認識をお持ちいただいて初めてご相談を受けられると。先ほど議員のお話の中にもありましたけれども、自分自身がだまされるような話が来ていないと思っている中で、相手方、頭がいいといって振り込んでしまわれるような例というのが、最終的には振り込め詐欺というふうに言われるものということになってくるのかなと思います。

詐欺ということになりますと、やはり一番には相談に行かれるというよりも、被害に遭ったということでお巡りさんのところに被害の届出をするということで判明するという、そういった流れであろうかと思います。

消費生活センターにつきましては、これまで、これ最近コロナの関係でできておりませんけれども、2年ほど前までは出前講座というような形で各地域に訪問させていただいた中で、こういった詐欺があるという啓発活動もさせていただいてきておりましたけれども、なかなか現状は人が集まるといって、そういったことが少なくなっているということできていない部分というのもございます。コロナ次第ということも出てくるところがありますけれども、そうした機会があれば引き続き各地域の公民館等で講座の催しをさせていただければというふうに考えております。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 今、経済産業課長がいい話をしたのですけれども、自分に関係ないと誰もが思っているというお話なので、大体その辺が町が作るその注意喚起に入っているかという、多分私は入っていないと思うのです。警察のほうから来る通知なんかも、何とかに絶対アクセスしないでくれとか、そういうことなのだけれども、その前に今、経済産業課長が言ったような注意事項をぴしっと入れてもらおうと、何か見るほうも身につくのだと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） ご指摘いただきましたことは、一つのアイデアとして承らせていた

だきたいとは思いますが。ただ、こちらがこういう手を打った、それより上を行って誘いかけてくるというのも一つの事実としてございますので、十分皆様が注意をしていただくということが一番なのかなというふうに思っております。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） そのとおりなのですが、今、経済産業課長が言ったようなことも入れてもらいたい。あなたよりさらに上だよということで、それがないとやっぱり真面目に読まない、見なくても。ぜひ追加をお願いします。

◇議長（石内國雄君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） 貴重なご意見ということで承らせていただきたいと思っております。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 終わります。



○散 会

◇議長（石内國雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

なお、明日9月2日金曜日は、午前9時までに議場へご参集ください。

ご苦労さまでした。

午後3時30分散会